

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年3月30日

【事業年度】 第21期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 トレンジマイクロ株式会社

【英訳名】 Trend Micro Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 エバ・チェン

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号新宿マインズタワー

【電話番号】 03 5334 4899

【事務連絡者氏名】 代表取締役(グループCOO兼CFO) 根岸マヘンドラ

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号新宿マインズタワー

【電話番号】 03 5334 4899

【事務連絡者氏名】 代表取締役(グループCOO兼CFO) 根岸マヘンドラ

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

米国会計基準

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月
売上高 (百万円)	73,029				
税引前当期純利益 (百万円)	29,108				
当期純利益 (百万円)	18,669				
純資産額 (百万円)	81,863				
総資産額 (百万円)	132,935				
1株当たり純資産額 (円)	610.51				
基本1株当たり 当期純利益 (円)	139.85				
希薄化後 1株当たり当期純利益 (円)	137.83				
自己資本比率 (%)	61.6				
自己資本利益率 (%)	25.7				
株価収益率 (倍)	31.89				
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	20,645				
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,737				
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,405				
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	59,612				
従業員数 (名)	2,982				

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社の連結財務諸表は、第18期連結会計年度より日本会計基準に基づいて作成しております。
 よって、当該会計年度以降の数値は記載しておりません。

日本会計基準

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月
売上高 (百万円)		85,613	99,805	101,707	96,346
経常利益 (百万円)		31,902	38,096	33,640	31,714
当期純利益 (百万円)		19,327	23,561	19,247	17,638
純資産額 (百万円)		90,635	110,730	98,846	108,643
総資産額 (百万円)		165,948	201,052	178,766	203,887
1株当たり純資産額 (円)		679.06	808.24	711.96	768.25
1株当たり当期純利益 (円)		144.26	176.95	143.88	132.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		143.28	175.88	143.05	131.77
自己資本比率 (%)		54.4	54.3	53.2	50.3
自己資本利益率 (%)			23.6	18.8	17.9
株価収益率 (倍)		24.19	22.61	21.48	26.71
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		37,463	32,366	31,475	34,053
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)		11,104	53,768	10,561	25,126
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)		12,449	3,711	20,669	13,319
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)		76,196	52,367	60,535	58,023
従業員数 (名)		3,229	3,664	4,120	4,434

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成18年12月期の自己資本利益率は、平成17年12月期の日本会計基準による監査済連結財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月
売上高 (百万円)	48,228	53,431	61,731	62,315	63,380
経常利益 (百万円)	22,423	24,119	30,052	22,364	30,418
当期純利益 (百万円)	13,122	14,265	17,579	11,747	18,612
資本金 (百万円)	12,484	13,479	17,838	18,386	18,386
発行済株式総数 (株)	134,090,494	137,344,504	139,891,004	140,293,004	140,293,004
純資産額 (百万円)	58,515	61,240	75,273	65,378	74,576
総資産額 (百万円)	83,692	99,796	123,129	109,659	133,852
1株当たり純資産額 (円)	436.39	457.82	545.84	461.43	513.04
1株当たり配当額 (円)	56.00	84.00	111.00	97.00	91.00
(内1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 (円)	98.30	106.48	132.03	87.82	139.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	96.88	105.75	131.23	87.31	139.05
自己資本比率 (%)	69.9	61.0	59.9	56.2	51.2
自己資本利益率 (%)	24.8	23.9	26.1	17.4	28.6
株価収益率 (倍)	45.37	32.78	30.30	35.19	25.31
配当性向 (%)	57.0	78.9	84.1	110.45	65.26
従業員数 (他、平均臨時従業員数) (名)	401 (85)	418 (82)	476 (83)	501 (85)	541 (94)

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
平成元年10月	コンピュータの基本ソフトウェア(OS)の輸入・販売を目的として英国法人の子会社ロンローパシフィック株式会社が、株式会社ロンローインターナショナルネットワークスを東京都品川区西五反田8-8-14に設立
平成4年1月7月	株式会社リンクに社名を変更 ロンローパシフィック株式会社からTrend Micro Incorporated(台湾)へ当社株式譲渡、親会社がTrend Micro Incorporated(台湾)となる
平成8年3月5月	大阪府大阪市天王寺区に大阪営業所を開設
10月	トレンドマイクロ株式会社に社名を変更
11月	Trend Micro Incorporated(台湾)の株主が、当社全株式を取得(注) 大阪営業所を大阪府大阪市中央区へ移転 Trend Micro Incorporated(台湾)、Trend Micro Inc.(米国)、Trend Korea Inc.(韓国)、Trend Micro Deutschland GmbH(ドイツ)、Trend Micro Europe Srl(現社名Trend Micro Italy S.r.l.)(イタリア)を買収(注)
12月	コンピュータセキュリティの総合的なサービス提供事業のためソフトバンク株式会社と資本提携
平成9年1月2月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)を設立
3月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro France(フランス)を設立
4月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro Incorporated Sdn. Bhd.(マレーシア)を設立
9月	Trend Micro do Brasil Ltda.(ブラジル)が当社グループとなる
12月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro Hong Kong Limited(香港)を設立 福岡県福岡市博多区に福岡営業所を開設
平成10年1月4月	株式の額面変更のため、株式会社インターナショナル・メディアと合併 Trend Micro Incorporated(台湾)がフィリピンオフィスを開設
5月	東京都渋谷区代々木二丁目2番1号小田急サザンタワーに本店を移転
6月	愛知県名古屋市中村区に名古屋営業所を開設
8月	当社株式を日本証券業協会に店頭売買有価証券として登録
平成11年7月	当社ADR(米国預託証券)を米国NASDAQ市場に上場
7月	Trend Micro (UK) Limited(英国)を設立
平成12年1月1月	Trend Micro Inc.(米国)がTrend Micro Latinoamerica S.A.de C.V.(メキシコ)を設立
2月	アイピートレンド株式会社(東京都渋谷区)を設立
7月	Trend Micro Australia Pty. LtdがTrend Micro(NZ)Limited(ニュージーランド)を設立
7月	日本ユニソフト株式会社の株式をアイピートレンド株式会社(東京都渋谷区)から取得
7月	日本ユニソフト株式会社がアイピートレンド株式会社(東京都中央区)に社名変更
8月	当社株式を東京証券取引所市場第一部に上場
11月	アイピートレンド株式会社(東京都中央区)を100%子会社とする。
平成13年3月3月	名古屋営業所を愛知県名古屋市中区へ移転 アイピートレンド株式会社(東京都中央区)がipTrend Incorporated(台湾)を設立
6月	Trend Micro Inc.(米国)がTrend Micro (Shanghai) Inc.(中国)を設立
12月	アイピートレンド株式会社(東京都渋谷区)及びアイピートレンド株式会社(東京都中央区)を清算
平成14年6月	当社の企業向けウイルス対策新構想「トレンドマイクロ エンタープライズ プロテクション ストラテジー(TM EPS)」の発表 当社株式が日経平均株価の算出銘柄に選定
平成15年5月	Trend Micro (EMEA)Limited(アイルランド)を設立
6月	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号新宿マインズタワーに本店を移転
平成16年1月7月	Trend Micro (Singapore) Private Limited(シンガポール)を設立 Trend Micro Malaysia Sdn. Bhd.(マレーシア)を設立
平成17年1月9月	Trend Micro (Thailand) Limited(タイ)を設立 Trend Micro India Private Limited(インド)を設立
平成19年5月	米国NASDAQ市場より当社ADR(米国預託証券)の上場廃止
11月	Trend Micro Mountain View, Inc.(米国)を設立
平成20年1月4月	Trend Micro (Encryption) Limited(英国)を設立 Trend Micro (Schweiz) GmbH(スイス)を設立
12月	Trend Micro EMEA (GB) Limited(英国)を設立
平成21年4月	Trend Micro Canada Technologies, Inc.(カナダ)を設立

(注) 当社は、Trend Micro Incorporated(台湾)の子会社でありましたが、平成8年度に同社の株主から、同社及びその関係会社の株式を購入し、当社がグループの親会社となりました。

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、コンピュータウイルス対策製品の開発、販売及び関連サービスの提供を行っている当社ならびに子会社と、関連会社として国内インターネット関連ベンチャー企業への投資ファンドを運用するソフトトレンドキャピタル株式会社、URLフィルタリング製品の開発、提供を事業とするネットスター株式会社等により構成されております。

(1) コンピュータウイルス対策製品の開発、販売に関する事業

コンピュータウイルス対策製品群の名称

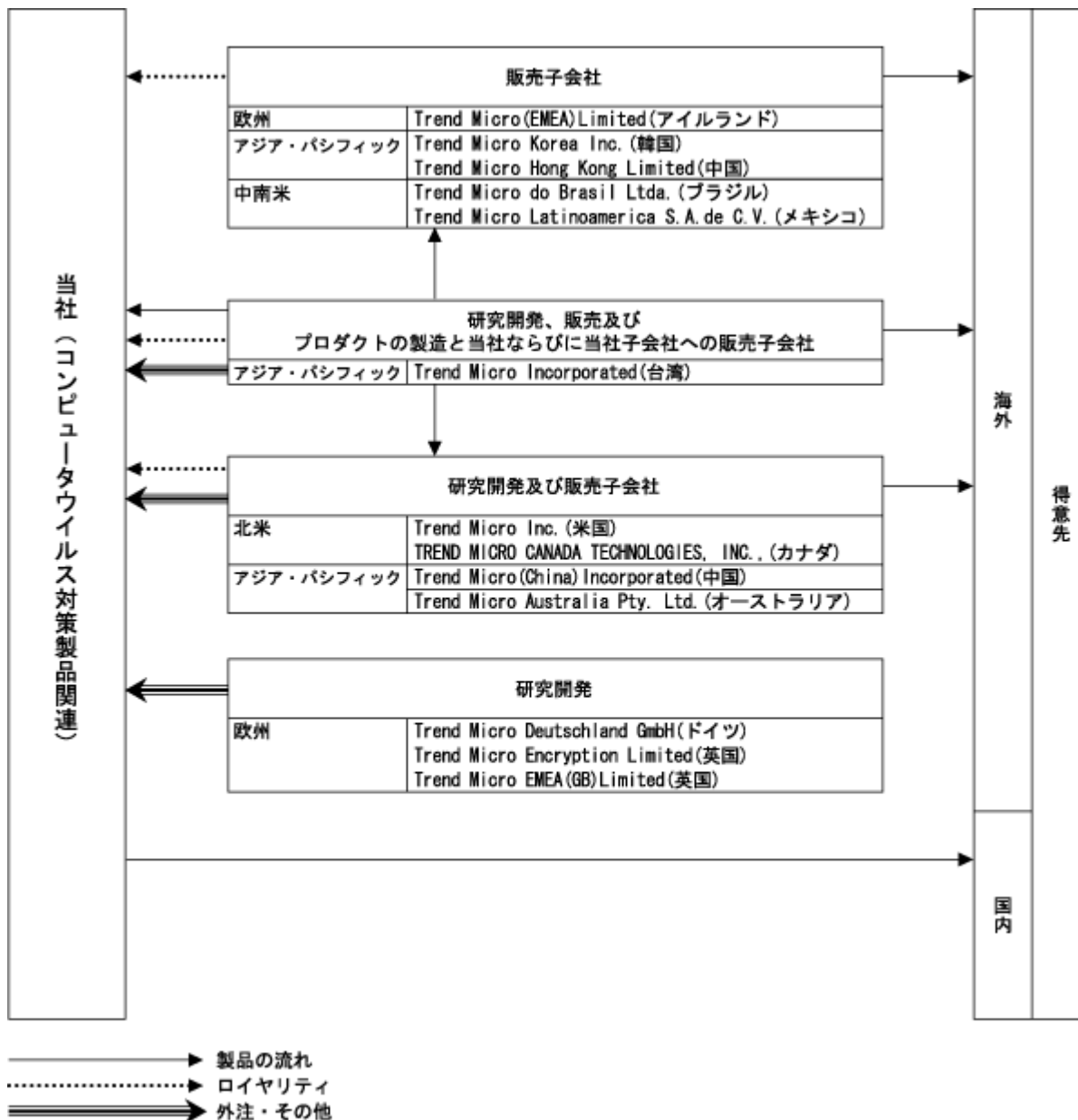
PCクライアント製品 LANサーバ製品 インターネットサーバ製品 統合製品 その他製品

当社及び連結子会社のグループ内における機能分担は以下の通りです。

機能	所在地別セグメント	主要な会社
研究開発	日本	トレンドマイクロ株式会社(当社)
	北米	Trend Micro Inc.(米国) Trend Micro Canada Technologies, Inc.(カナダ)
	欧州	Trend Micro Deutschland GmbH (ドイツ) Trend Micro Encryption Limited(英国) Trend Micro EMEA (GB) Limited(英国)
	アジア・パシフィック	Trend Micro Incorporated(台湾) Trend Micro(China)Incorporated(中国) Trend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)
製造	アジア・パシフィック	Trend Micro Incorporated(台湾)
販売	日本	トレンドマイクロ株式会社(当社)
	北米	Trend Micro Inc.(米国) Trend Micro Canada Technologies, Inc.(カナダ)
	欧州	Trend Micro(EMEA)Limited(アイルランド)
	アジア・パシフィック	Trend Micro Incorporated(台湾) Trend Micro Korea Inc.(韓国) Trend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア) Trend Micro Hong Kong Limited(中国) Trend Micro(China)Incorporated(中国)
	中南米	Trend Micro do Brasil Ltda.(ブラジル) Trend Micro Latinoamerica S.A. de C.V.(メキシコ)
業務支援	欧州	Trend Micro(EMEA)Limited(アイルランド) Trend Micro EMEA(GB)Limited(英国)
	中南米	Servicentro TMLA, S.A. de C.V.(メキシコ)

上記の業務の他、当社はソフトウェア著作権の所有に基づき、製品売上に応じたロイヤリティを海外子会社より徴収しております。

事業の系統図は以下の通りであります。



(注) 子会社は全て連結子会社であります。

(2) その他の事業

国内インターネット関連ベンチャー企業への投資ファンドを運用するソフトトレンドキャピタル株式会社、URLフィルタリング製品の開発、提供を事業とするネットスター株式会社といった関連会社により、コンピュータウイルス対策製品の開発、販売に関する事業以外の事業が行われております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社) Trend Micro Incorporated (台湾)	台湾 台北	212,500,000 ニュー台湾ドル	セキュリティ関 連製品の開発・ 販売	100		研究及び開発委託、 ロイヤリティ契約、 業務委託契約
Trend Micro Inc. (米国)	米国 カリフォルニア	477,250.67 米ドル	セキュリティ関 連製品の開発・ 販売	100		研究及び開発委託、 ロイヤリティ契約、 業務委託契約
Trend Micro Australia Pty. Ltd. (オーストラリア)	オーストラリア シドニー	150,000 豪ドル	セキュリティ関 連製品の開発・ 販売	100		ロイヤリティ契約、 研究及び開発委託
Trend Micro(EMEA) Limited (アイルランド)	アイルランド コーク	400,000 ユーロ	関係会社に対す る業務支援及び セキュリティ関 連製品の販売	100		ロイヤリティ契約、 業務委託契約
その他19社						
(持分法適用関連会社) ソフトトレンドキャピタ ル株式会社	東京都港区	62,500千円	投資ファンドの 運用	20		役員1名兼任
ネットスター株式会社	東京都渋谷区	80,000千円	URL フィルタリ ング ソフトウェ ア開発事業・ データベース事 業	40		役員1名派遣

- (注) 1 上記のうち特定子会社は、Trend Micro Inc.(米国)とTrend Micro(EMEA)Limited(アイルランド)であります。
 2 上記のうち有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3 Trend Micro Inc.(米国)とTrend Micro(EMEA)Limited(アイルランド)については、売上高(連結会社相互間の
 内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報における地域毎の
 売上高に占める当該会社の売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の割合がそれぞれ90%を超えている
 ため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

事業の部門等の名称	従業員数(名)
販売部門	906
マーケティング部門	302
製品サポート部門	1,338
研究開発部門	1,206
管理部門	682
合計	4,434

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
541(94)	34.9	5.0	6,778,883

(注) 1 臨時従業員数は、()内に会計期間の平均人数を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含め、ストックオプションによる株式報酬費用は除いております。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社においては、労働組合は存在していません。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)における世界経済は、主要国の景気動向に未だリーマン・ショックの余韻が一部見えるものの、米金融機関などの公的資金完済や黒字回復を図る企業の業績改善、FRB(連邦準備制度理事会)による労働市場の悪化は和らいできたとする景気認識、また中国、インドをはじめとする新興諸国の成長など、一時の最悪な状況からは脱したと見られています。一方、米国の財政赤字は史上最大額を記録するほど膨張し、G7でも懸念されていた為替相場の過度の変動はドバイ・ショックで更に拍車がかかり、世界的に急速なドル安を招きました。改善の見えない失業率や個人消費の低迷など遅れている実体経済の改善と共に、世界経済は依然予断を許さない状況となっています。

わが国経済は、リーマン・ショック以前よりマイナス成長が続いていたGDPが2009年4-6月期以降年後半に向けてプラスに転じ、ようやく回復の兆しを見せ始めたものの、12月の全国消費者物価指数は10ヵ月連続マイナスを記録し、政府によるデフレ宣言もありました。日本経済は一旦底打ち感を確認できたものの、力強い自律的回復には程遠い現状のなか推移いたしました。

インターネットセキュリティ業界におきましては、近年の攻撃傾向が単なる愉快犯から情報漏洩や金銭的被害を目的とした金銭目当てに変化し、また攻撃対象が不特定多数から特定小規模型へと世界的に移行している理由から、感染報告数自体は2年連続で縮小傾向にあり、2009年の日本国内におけるウイルス感染被害報告数は45,310件と昨年の件数(56,880件)と比較して20.3%減少しました。全体的な攻撃の手法として、Webをただ閲覧しただけで自動的かつ連鎖的にWebから不正プログラムをダウンロードする「Webからの脅威」がすっかり定番化しました。被害のきっかけとなる正規Webサイトの改ざんが頻発し、日本においても多く報道された「ガンブラー」を代表として、改ざんされたWebサイトに関する感染被害が多く確認されました。また、従前より注意喚起を促しておりました、ユーザを欺くソーシャルエンジニアリング手法も更に巧妙化し、明確に情報詐取を狙ったと見られる不正プログラムは被害件数の中でも上位を占めています。結果的に2009年はシステムや運用における基本的な対策の抜け穴が大きな被害へとつながりました。システムの安全性が高くとも、ユーザ側に油断がある限り、攻撃の付け入る隙が生まれます。改めてセキュリティにおける正確な知識を身につけ最新の情報を得ると共に、パスワードやネットワークの設定、修正プログラムの適用などセキュリティ対策の基本を見直す原点回帰が求められています。

このような環境下、当社グループの経営状況は以下のようなものであります。

日本地域は世界的な景気悪化の影響を大幅に受けたものの、当社グループ販売地域の中で唯一増収を維持しました。企業向けビジネスは前年同期比フラットと踏みとどまり、また個人向けビジネスはシェア向上も相まって良好に推移しました。その結果、当連結会計年度の同地域の売上高は39,740百万円(前年同期比2%増)となりました。

北米地域は現地通貨ベースでは増収であったものの、円高の影響を受け小幅減収となりました。そのような中、個人向けビジネスは円貨ベースでも二けた成長と大幅に伸張し、当連結会計年度の同地域の売上高は25,339百万円(前年同期比3%減)となりました。

次に欧州地域につきましては、現地通貨ベースにおいては前年同期比小幅減収だったものの、大幅なユーロ安の影響により二けた減収となりました。同地域は未だ企業向けビジネスが殆どを占めており、

日本及び北米地域のような個人向けビジネスが企業向けビジネスをカバーするという構図とならず、当連結会計年度の同地域の売上高は20,174百万円(前年同期比16%減)となりました。

アジア・パシフィック地域の売上高は、同地域内で比重の大きいオーストラリアが現地通貨ベースでは増収となったものの、地域全体として為替の影響を大きく受け、当連結会計年度の同地域の売上高は8,377百万円(前年同期比13%減)となりました。

中南米地域におきましては、現地通貨ベースではブラジル、メキシコとも二けた成長となりましたが、同地域も大きく円高の影響を受け、当連結会計年度の同地域の売上高は2,716百万円(前年同期比7%減)となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は96,346百万円(前年同期比5%減)となりました。

一方費用につきましては、円高の効果を含め主に人件費や外注費などが減少し、売上原価及び、販売費及び一般管理費の合計費用は前年同期比5%減少の66,209百万円となったものの、売上高の減少を吸収するまでにはいたらず、当連結会計年度の営業利益は30,137百万円(前年同期比5%減)と減益となりました。当連結会計年度の経常利益は前年同期比6%減の31,714百万円となり、また当連結会計年度の当期純利益は前年同期比8%減の17,638百万円と減益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して2,578百万円増加して34,053百万円のプラスとなりました。この増加は主に、税金等調整前当期純利益の増益による影響と法人税等の支払額が大幅に減少したことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して35,687百万円減少して25,126百万円のマイナスとなりました。この減少は主に、預入期間が3ヶ月超の定期預金が大幅に増加したこと、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入が大きく減少したことなどによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して7,350百万円支出が減少して13,319百万円のマイナスとなりました。この支出の減少は主に、自己株式の取得による支出と配当金の支払額が大幅に減少したことなどによるものであります。

これらの増減に現金及び現金同等物に係る換算差額を加えた結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物は58,023百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,511百万円減少しました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

品目	当連結会計年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日) (百万円)	前年同期比(%)
セキュリティ関連ソフトウェア事業		
PCクライアント製品	753	75.6
LANサーバ製品	38	-
インターネットサーバ製品	130	28.6
統合製品	-	-
その他製品	1,429	132.5
合計	2,351	91.6

- (注) 1 金額は製造原価によっております。
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 統合製品は各々の製品として生産され、販売時に統合製品として販売されるため生産実績はありません。

(2) 受注実績

受注実績につきましては、金額的重要性が極めて低いため、その記載を省略しております。

(3) 販売実績

品目	当連結会計年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日) (百万円)	前年同期比(%)
セキュリティ関連ソフトウェア事業		
PCクライアント製品	29,951	0.4
LANサーバ製品	2,125	16.8
インターネットサーバ製品	16,130	7.9
統合製品	36,851	7.1
その他製品	4,956	10.6
小計	90,015	5.4
その他サービス	6,331	3.5
合計	96,346	5.3

- (注) 1 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は次の通りであります。
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
Digital River, Inc.	-	-	10,793	11.2
ソフトバンクBB株式会社	10,764	10.6	10,475	10.9

3 【対処すべき課題】

当社グループが属するウイルス対策業界には、従来より、相当程度の市場シェアを持つ大手競合企業が米国に2社存在していますが、OSベンダであるMicrosoft社もセキュリティ市場へ参入いたしました。当社グループにとってこのような新しい大手競合企業の市場参入は今後の競争を更に熾烈なものにすることと予想されます。同社は2006年に個人向け有償セキュリティサービス「Windows Live™ OneCare™」の提供を始めたもののこれを廃止し、2009年10月に発売を開始した「Microsoft® Windows® 7」にも対応する無料のマルウェア対策サービスとして軽量型の無償セキュリティサービス「Microsoft® Security Essentials」を提供開始しました。一方、企業向けには2007年より「Microsoft® Forefront™ Client Security」という名のサービスを提供しております。

当社グループは、このような競争の激化に対応し、また日々進化する新しい脅威に対して多角的セキュリティ対策を実現すべく幅広い技術の強化を図る目的のもと、2005年にスパイウェア対策技術を提供するInterMute社およびIPフィルタリングとReputationサービスを提供しているKelkea社を買収し、2007年に情報漏洩防止対策の専門企業であるProvilla社、2008年はIDベースのメール暗号化技術開発を行っているIdentum社、2009年は不正侵入対策技術の専門企業であるThird Brigade社を買収するなどのいくつかの企業買収を行いました。

上記のような一連の活動を有機的に結合し、当社グループは2009年3月より次世代コンテンツセキュリティ技術基盤となる「Trend Micro Smart Protection Network™」を用いた製品及びサービスの提供をいたしております。

当該製品及びサービスは、従来のパターンファイル提供に代わり、当社データセンターに集約した様々な脅威に関する膨大なデータを用いたインターネットベースでの防御方法にシフトするもので、ユーザを脅威から防御するまでの時間を劇的に削減すると同時に、パターンファイルによるシステムの負荷を解消することが可能となります。更に今後は「クラウドを用いたセキュリティ対策」から、「クラウドを守るセキュリティ対策」へ、仮想化環境、クラウド環境、また多様化するネット端末に対してセキュリティ製品及びサービス提供を展開し、今後も従来の方法や慣習に固執することなく対応してまいります。

当社グループは引き続き独自性に富んだソリューションを経営資源の集中により競合企業に先駆けて開発し、より顧客の視点で製品の仕様や性能に改良を加えることで、製品やサービスの優位性を向上させてまいります。また、購買行動の差異により特徴付けられる顧客属性を意識したマーケティングを展開していくことにより顧客ロイヤリティを高め、安定的な財務基盤を維持しつつ今後の成長を目指していきたく考えております。

4 【事業等のリスク】

下記リスクのいずれかが発生すると、当社の事業または財務状態、経営成績に損害が与えられる恐れがあります。そのような場合、当社の株価が下落し、投資額の全部または一部が失われる恐れがあります。現時点で、当社が認識していない、または重要ではないと考えるリスクおよび不確定要因も当社の事業に重要な影響を与える可能性があります。

主要なソフトウェアベンダ又はハードウェアベンダの製品にウイルス対策機能が付加される可能性について

オペレーティングシステム(OS)、ファイアウォール、電子メールソフトなどの主要ベンダ、あるいはコンピュータハードウェアの主要ベンダなどは、無償または非常に低い価格で彼らの製品にウイルス対策機能を付加し販売する可能性があります。たとえこのような主要ベンダのウイルス対策機能が当社製品の機能より劣っていたとしても、ユーザはより低い価格を求めて彼らの製品を選択する可能性があり、そのような場合には当社の競争力が低下する可能性があります。

米国の大手OSベンダのMicrosoft社は、ルーマニアのウイルス対策ソフト会社GeCAD社をはじめ、いく

つかのセキュリティベンダを買収してきており、平成19年7月には企業向けの「Microsoft® Forefront™ Client Security」というサービスを提供しております。また、平成21年には、同年10月に発売を開始した「Microsoft® Windows® 7」にも対応する軽量の無償セキュリティサービス「Microsoft® Security Essentials」を提供開始しました。今後ウイルス対策の機能がMicrosoft社のOSに組み込まれた場合には、当社の事業、財政状態、経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

ソフトバンクBB株式会社との関係の変化により当社の売上高が影響を受ける可能性について

ソフトバンクBB社は当社にとって大手の販売先であり、同社との関係は日本での事業展開において重要な役割をもっています。仮に同社との関係が悪化した場合には、同社への売上高が減少する可能性や、同社を通じて当社製品を販売しているシステムインテグレータなどとの関係も悪化する可能性があります。過去3年間のソフトバンクBB社に対する売上高及び当社売上高に占めるその比率は、平成19年度で106億円（10.7%）、平成20年度で107億円（10.6%）、平成21年度で104億円（10.9%）となっています。

またソフトバンクBB社は当社の製品を企業ユーザに販売している多くのシステムインテグレータと密接な関係を持っており、同社の企業戦略、販売方針の変更などの動向は当社に直接的に関係がないものであっても、当社の経営成績に影響を与え、当社株価を変動させる要因となる可能性があります。

当社は売上のほとんどを単一の事業領域に依存していることにより、当該市場の需要低下の影響を大きく受けてしまう可能性について

多くの製品群を持つようなソフトウェア企業と違い、当社は売上高のほとんどをウイルス対策製品、サービスの販売に依存しており、また当面はそのような状態が続くものと考えられます。そのため、ウイルス対策製品、サービスに関わる技術の変化や、当該市場規模の収縮や成長鈍化、または当社製品の競争力低下や価格下落などの要因により、当社の財政状態、経営成績は重大な影響を受ける可能性があります。

技術革新により当社の製品が陳腐化してしまう可能性について

当社が属しているウイルス対策ソフトウェア業界は次のような特徴があります。

- ・ 技術革新のスピードが速い
- ・ 次々と新たなタイプのコンピュータウイルスが発生する
- ・ 頻繁に製品のアップデートを行う必要がある
- ・ ユーザニーズが変化しやすい

これらの特徴は当社にとって重大なリスク要因や不確定要因になる可能性があります。例えば競業先企業が革新的な技術に基づき当社製品より優れた製品を開発する可能性や、新しいOSや新たなネットワークシステム、新たなウイルス対策方法などが出現することで事業環境が変化する可能性があります。Webブラウザを使いインターネットを通じてアプリケーションが配信されるようなこともそのひとつです。そのような環境の変化があった場合に、当社の製品が市場に受け入れられなくなる可能性があります。また当社が速やかに且つ適切にそのような変化に対応できない場合には当社の事業、財政状態、経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

ハードウェア製品の製造リスク、在庫リスクについて

当社は「Trend Micro Network VirusWall Enforcer」や「Trend Micro Leak Proof」、「Trend Micro Threat Discovery Appliance」、「InterScan WebManager™ Lite」などのハードウェア製品について、特定の製造業者にその製造を委託していますが、今後そのようなハードウェア製品の販売数が増加した場合、委託製造業者の役割は重要なものになっていくと考えられます。また製造を委託していることにより、当社が製造工程を適切にコントロールできないリスクや、当社の期待する生産体制を築けないリスクなどが考えられます。

委託製造業者が当社の注文通りに製品を生産できない場合には、当社は新たに他の製造業者を確保する必要があります。また何らかの理由で当社製品の製造を中止する製造業者が現れ、すぐに代替の委託製造業者を確保できない場合には、ユーザからの注文キャンセル等による機会損失が発生する可能性があります。また当社製品の製造に必要な部品が調達できないときもまた同様の理由により、機会損失が発生する可能性があります。当社の財政状況、経営成績に影響を与える可能性があります。

他社との戦略的提携から期待通りの成果があげられない可能性について

当社はその事業領域をウイルス対策分野に集中しております。従いまして、他の企業と手を組み新たなセキュリティ製品、サービスを提供するための戦略的提携に積極的な姿勢をとっています。このような戦略的提携を通じて製品、サービスの提供を行う場合、当社は多くの費用及びその他経営資源を製品開発、マーケティングプロモーション、保守サポートなどに費やす可能性があります。しかしながら、このような戦略的提携から期待通りの収入が得られない可能性や、収入が得られる前に様々な要因により提携が解消される可能性があります。

米国、欧州地域においてマーケットシェアを増やすことができない可能性について

当社は、米国および欧州において売上高を拡大させてきましたが、米国や欧州での当社のマーケットシェアは依然としてまだ小さいと考えられます。当社の競合先企業はそれらの地域では当社に先行して事業を展開しており、また当社より大きな経営資源およびブランド力を持っているため、当社はそれらの地域において売上高を拡大できない可能性があります。そのような場合には、当社全体の今後の売上高の成長やマーケットシェアの拡大に重大な影響を及ぼす可能性があります。

米国および欧州地域において当社の競合先企業は次のような点において重要な優位性を持っています。

- ・ ブランド力
- ・ 幅広い製品群
- ・ 大きな顧客基盤
- ・ 財務力、技術開発及びマーケティングに関する豊富な経営資源

これらにより競合先企業には次のような優位点があります。

- ・ ウイルス対策ソフトウェア市場及びその他ソフトウェア市場の下降局面での抵抗力
- ・ 技術革新あるいはユーザニーズの変化に対しより早く対応できる可能性
- ・ より効果的かつより有利な方法での製品の販売及びサポートができる可能性

当社の競合先企業が日本市場で成功を収めた場合に、当社の日本市場での売上高やマーケットシェアが低下する可能性について

当社の主な競合先企業であるMcAfee社およびSymantec社は、その大きな経営資源を投入し日本のウイルス対策ソフトウェア市場に参入しています。また彼ら以外の競合先企業が日本市場に現れた場合にも、当社最大の売上高構成を占める日本市場において競争がより激しくなる可能性があります。当社はそのような状況に対応するために、日本での製品開発活動やマーケティング活動などに対しより多くの経営資源を投入することを求められる可能性があり、そのような場合には他の地域の当社の事業戦略に影響が出る可能性があります。

また仮に競合先企業が日本市場で成功を収めた場合、当社の日本市場での売上高やマーケットシェアが低下し、当社全体の事業、財政状態、経営成績にも重大な影響を与える可能性があります。

将来の企業買収により、利益の減少やオペレーションコストの増加が発生する可能性について

変化の激しい事業環境の中、当社は事業領域拡大のために他企業の買収を検討する可能性があります。競合先企業と比較すると当社は企業買収の経験が浅く、将来当社が企業買収を行った場合、多くのリスク要因や不確定要因が生じる可能性があります。例えば、次のような可能性があります。

- ・ 買収先企業の顧客、仕入先、その他重要な業務上の関係者との既存の関係を維持できない可能性
- ・ 買収先企業のオペレーションシステム、情報システムを効率的、効果的に統合できない可能性
- ・ 当社のマネジメントリソースの分散化、希薄化
- ・ 買収により取得した営業権などの資産の評価減により、利益が減少する可能性

また企業買収の際に当社株式の新株発行を伴うような買収手段を採った場合には、既存株主の持分は希薄化することになります。このようなことが現実となった場合には、当社の財政状態や経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

当社は平成12年にアイピートレンド株式会社を買収し、中小企業向けレンタルサーバ事業を始めましたが、期待通りの成果が上げられなかったため、平成13年に同事業から撤退し、同社を清算することとしました。この清算により平成13年度において、同社買収により発生した営業権を一括償却し、23億円の費用を計上しました。

ハッカーによる当社システムへの不正侵入により、当社の信用が失墜する可能性について

インターネットセキュリティ製品及びサービスを提供している会社として、当社はハッカー(ネットワーク不正侵入者)によって引き起こされるトラブルに対して他の会社よりも重大な影響を受けることが考えられます。例えば、ハッカーが当社システムに侵入してウイルスを拡散させたり、当社のウイルス対策製品やその他のセキュリティ製品のインターネット上での供給を妨害した場合、これらの行為によって当社の信用が失墜する可能性があります。また、そのような事態が生じた場合、当社からの事情説明等の広報活動に関する費用が生じることも考えられます。ハッカーの活動によって、技術上のトラブルの解決に要するコストの支出及び当社の企業秘密の漏洩、損壊等の損失を被る可能性があります。

当社迷惑メール対策、有害ウェブサイト対策、スパイウェア対策セキュリティ製品における新しいリスクについて

当社のセキュリティ製品は、通常のメール、サイト、またはプログラム等を「迷惑メール」、「悪質な可能性のあるサイト」または「悪質な可能性のあるプログラム」として誤認する可能性があります。また、同様に、これらを検知できない可能性もあります。とりわけこれらは、同対策製品を回避するようデザインや工夫がなされており、通常のメール、サイト、またはプログラムとの違いを判別しにくいものとなっております。

当社製品により通常のメール、サイト、またはプログラムをブロックされている企業または団体により、当社がそれらを「迷惑メール」、「悪質な可能性のあるサイト」または「悪質な可能性のあるプログラム」とみなすことについての修正を要求される可能性、またはそれらの作成元の事業を妨害したことによる損害補償を求められる恐れがあります。加えてそれらの誤認は、当社のセキュリティ製品の導入を後退させる可能性があります。

急激な成長に対する経営管理体制の対応について

近年当社の売上高は拡大を続けておりますが、その成長を支えるマネジメントや従業員などの人的リソースは限られており、今後も成長を持続させていくためには、次の点について増強、整備していく必要があります。

- ・ 新たな人材の獲得、確保並びに従業員に対する教育研修、業務に対する動機づけ
- ・ 新たな従業員を当社のオペレーションに効果的に融合させること
- ・ オペレーションシステム、会計システムなどの情報システムの整備

今後も業績の拡大が続いた場合、現在の当社の組織体制や管理体制が不十分なものになる可能性があります。そのような場合には次のようなリスクがあります。

- ・ ユーザに効果的なサービスを提供できない可能性
- ・ タイムリーな製品の開発及び提供が出来ない可能性
- ・ 適切な会計情報システム、会計管理システムが構築できない可能性
- ・ 新たなマーケットへの進出や市場競争に対する対応が適切に行えない可能

当社製品の販売業者が当社製品の販売に注力しない可能性及び販売業者からの返品が発生する可能性について

当社製品の多くは中間販売業者を経由して販売されます。これら中間販売業者は、競合先企業の製品も同時に取り扱っています。当社は中間販売業者に対し、当社製品の販売に注力してもらうよう努力をしていますが、これら中間販売業者は当社の競合先企業の製品販売に注力する可能性があります。

また状況によっては中間販売業者は当社製品を返品する可能性があります。

企業ユーザによる製品購入キャンセル、購入延期による影響について

当社製品の購入は、企業ユーザにとっては資本的支出になるものと考えられます。企業ユーザによっては当社製品の購入は緊急を要するものではない場合があり、企業ユーザの業績見通しの悪化や経済状況の悪化などにより、当社製品購入のキャンセルや時期の延期などが発生する可能性があります。このようなキャンセルや購入時期の延期は当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社製品を取り扱う中間販売業者の財政状態が当社の経営成績に与える影響について

いくつかの中間販売業者は財政状態が弱く、当社の売掛金回収に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は中間販売業者の財政状態や売掛金の回収可能性について定期的にレビューを行い、貸倒引当金を計上していますが、実際の貸倒額は引当金の額を超過する可能性があります。そのような場合には当社の財政状況や経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

サービスレベルアグリーメントに関する多額のペナルティ支払いが当社の経営成績に与える影響について

当社では製品のサポートについて一定の品質を保証するサービスレベルアグリーメントを導入しています。当社がその契約内容を履行できなかった場合には、当社はユーザに対し違約金を支払うことになっています。例えば、ユーザよりウイルス検体の提供を受けてから2時間以内にそのウイルスに対するパターンファイルを提供できなかった場合には、当初サービス料金に対し累計で最大20%までのペナルティを支払うという契約があります。当該サービスの売上高に対しては、将来の違約金支払いに備え合理的に見積もった引当金を計上しておりますが、場合によっては引当金を超過する違約金を支払う可能性があり、当社の財政状態、経営成績に影響を与える可能性があります。

主要な経営陣並びに技術者への依存について

当社はCEOのエバ・チェンを始めとする主要な経営陣や技術者に多くを依存しています。今後もこれらの経営陣や技術者が当社に在籍し続けるという保証はありません。もしこれらの経営陣、技術者が当社を離れた場合には、当社の事業、経営成績、財政状態に影響を与える可能性があります。

当社の四半期決算数値の変動が株価に与える影響について

当社の四半期決算数値のトレンドは、中長期的な経営成績のトレンドと異なる傾向を示す可能性があります。また当社の四半期決算の数値は、アナリストなどが予想した期待値を下回る可能性があり、そのような場合には当社株価は下落する可能性があります。

当社の四半期決算の数値が変動する要因として次のものが上げられます。

- ・ ユーザの予算上の制約、季節要因、販売プロモーション活動のタイミング
- ・ 競合先企業による新製品の発売
- ・ マーケティング活動、研究開発活動、従業員採用等による費用支出
- ・ ユーザニーズの変化
- ・ 日本、米国、欧州などの当社主要活動地域の景気変動

世界経済の停滞が当社の経営成績に与える影響について

当社のビジネスは世界市場においてグローバル展開しております。現在、日本での売上高が最も大きいものの、米国や欧州をはじめとした海外拠点からの売上高が拡大してきており、その構成比率は平成19年約63%および平成20年が約62%、平成21年が約59%となっています。今後、世界経済が後退した場合には当社全体の売上高にも重大な影響を与える可能性があります。

為替変動が当社の経営成績に与える影響について

当社連結決算の報告通貨は日本円ですが、海外子会社の事業活動はそれぞれの地域の通貨を使用しております。当社の売上高および費用の多くの部分は、USドル、ユーロ、台湾ドルなど日本円以外の通貨から成ります。これらの通貨と日本円との為替レートの変動により、当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。また今後当社が日本以外の地域で売上高を拡大した場合には、為替変動の影響はより大きくなります。

また、当社は資金運用目的で外貨建の有価証券を一部保有しております。これらの価値は為替レートの変動による影響を受けるため、大幅な変動は今後当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

当社では現在為替に関するヘッジ取引はしていません。

金融市場の変動が当社の経営成績に与える影響について

当社は、効率的な資金運用の目的から有価証券・投資有価証券を保有しております。これら保有有価証券の価値は金融市場や為替相場の変動による影響を受けます。今後金融市場が大幅に変動した場合には、相応の評価損を計上するなど当社業績に重大な影響を与える可能性があります。

知的財産権に関する影響について

当社の事業は、当社が所有する知的財産権に多くを依存しています。当社がこれらの権利を保護できず、競合先企業が当社の技術を使用した場合には、当社の事業に影響を与える可能性があります。今後これ以上特許数が増加しない可能性や、これらの特許を有効に保護できない可能性があります。

当社では全ての従業員との間で機密保持目的の契約を締結し、ユーザの間では知的所有権に関する条項の入ったライセンス契約を締結し、また当社の高度機密情報についてはアクセス制限を行っております。しかしながら、これらの措置をとっていても当社技術の不正使用を防げない可能性や、当社技術と類似した技術の開発を防ぐことができない可能性があります。

また、当社が、第三者の知的財産権を侵害した場合、製品またはサービスの販売差し止め、損害賠償金の支払い、ライセンス契約の締結に伴うロイヤルティの支払いが生ずる可能性があります。そのほか、従業員の職務発明に対する対価に関して、従業員から訴訟の提起を受ける可能性があり、敗訴した場合には、当該従業員に対して、さらなる対価の支払いが発生する可能性があります。

当社製品利用者からの提訴の可能性について

当社の製品は、ネットワークやコンピュータをコンピュータウイルスのような不正プログラムから守ることを目的に製造されています。仮に当社製品のユーザが当社製品を使用していたにも関わらず、不正プログラムにより何らかの被害を受けた場合、損害賠償の訴えが提起される可能性があります。さらに、当社は製品の出荷もしくは、パターンファイルの提供に際し、事前に適切なテストを行う必要がありますが、当社製品のバグ、不完全なパターンファイルの提供により当社ユーザのコンピュータに障害が発生した場合、または、ハードウェア製品の欠陥により、人の生命、身体又は財産に損害が及んだ場合には、当該ユーザからの訴えが提起される可能性があります。当社製品の使用規約やライセンス契約

には免責事項および当社の責任の及ぶ範囲についての条項を明記していますが、国や地域、状況によってはこれらの条項が有効とされない場合もあります。当社に対して、訴訟が提起され、裁判所において、損害賠償請求、慰謝料などが認められた場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社製品の回収の可能性について

当社は製品の出荷に際し、事前に適切なテストを行う必要がありますが、当社製品のバグ、不完全なパターンファイルの提供により当社ユーザのコンピュータに障害が発生した場合、または、ハードウェア製品の欠陥により、人の生命、身体又は財産に損害が及んだ場合には、当社の判断により、製品を回収する可能性があります。そのような場合には当社の財政状況や経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

法令違反または法令等の改正による影響について

当社が行なう事業は、それぞれの国々において各種法律および法令により規制を受けます。当該法律などが遵守されなかった場合、行政指導、罰則などの適用を受け、当社の経営成績に影響を受ける可能性があります。また、法律や法令の改正により、当社の製品またはサービスに関して規制や制限が強化され、当該対応による費用がかかる可能性があります。当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

電力不足、地震、生物ウイルス、地政学的リスク、その他の災害による影響について

電力不足、地震、生物ウイルス、地政学的リスク、その他の災害などにより、当社の事業が多大な損失を被る可能性があります。例えば平成12年に米国カリフォルニア州において電力不足が断続的に続いたことにより電気料金が高騰し、また一部の顧客に対するサービスに影響がでました。或いはインフルエンザやSARSなどの生物ウイルスの蔓延などによって、当社の業務を停止せざるを得なくなる可能性もあります。今後も同様の事態が起これば、当社の事業に重大な影響を与える可能性があります。

自然災害による事業への影響も考えられます。当社は地震の多い日本にあります。将来の大地震による当社の設備、施設などに対する被害額を推測することは出来ず、また万全な地震対策を講じても、地震による被害を限定させることは出来ないと考えられます。当社の大部分は地震やその他の災害によって被る損失に対する保険には加入していません。

更に、テロ行為や生物ウイルスの蔓延や地政学的リスクなどは、当社が活動している国や地域の経済情勢に影響を与える可能性があります。このような状況が続いた場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を与える可能性があります。

当社の大株主の影響により、他の株主の影響力が限定される可能性について

実質的に当社株式を5%以上保有する株主および当社取締役の保有株式割合の合計は、平成21年12月末時点で38.6%となっています。仮にこれらの株主が同じ行動をとった場合、取締役の選任、企業合併、事業再編などの株主総会決議事項について、重大な影響を及ぼすことができます。またこのような大株主は、他の株主の利益と相反するような戦略、思考を持っている可能性があります。このような当社株

式持分の集中は結果的に当社の活動を遅らせたり妨害したりする可能性があり、他の株主の投資損失を招く可能性があります。

当社の株価は変動性が高いために、当社株式の投資家が投資損失を被る可能性について

当社株式は東京証券取引所市場第1部に上場されております。近年の日本の証券市場の株価およびその取引高は大きく変動しておりますが、一般にハイテク企業、インターネット関連企業の株価は特に大きく変動する傾向にあり、当社株式の株価および出来高もまた大きく変動しています。東証1部に上場した平成12年8月17日以降の当社株価の安値は1,440円、高値は9,005円となっています。平成21年12月30日現在の東京証券取引所の当社株価終値は3,530円となっています。今後も当社株価は大きく変動する傾向が続く可能性があります。

当社株式が上場している東京証券取引所には値幅制限があるため、投資家が当社株式を売却できない可能性があることについて

当社株式が上場している東京証券取引所市場第1部では、株価は売り注文と買い注文の均衡によりリアルタイムに決められ、マーケットメーカーなどによる値付けはありません。また当該取引所では激しい株価の変動を防ぐため、前日の終値を基準として株価の変動幅の制限を設けており、投資家が株式を売却する意向を持っていても制限幅を超えるような株価での売却はできません。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) ソフトウェア著作権等の譲受及び研究開発作業の委託

当社は、資本関係の再構築以前のグループ親会社であったTrend Micro Incorporated(台湾)との間で、同社が所有していた、これまでのソフトウェアに関する研究開発の成果(著作権等)を691百万円で譲り受けると同時に、今後、当社が同社に研究開発作業を委託する旨の契約を平成8年11月に締結しております。

また、子会社であるTrend Micro Inc.(米国)、Trend Micro Deutschland GmbH(ドイツ)、Trend Micro(UK)Limited(英国)、Trend Micro(China)Incorporated(中国)、Trend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)、Trend Micro Encryption Ltd.(英国)、Trend Micro Canada Technologies, Inc.,(カナダ)及びTrend Micro EMEA(GB) Limited(英国)に対しても研究開発作業を委託する旨の契約をそれぞれ平成8年11月、平成12年1月、平成13年1月、平成13年7月、平成20年1月、平成21年6月、平成21年6月、平成21年12月に締結しております。

(2) 海外子会社からのロイヤリティ収入

当社は、ソフトウェア著作権等の所有に基づくロイヤリティを海外子会社の製品売上に応じて徴収する旨の契約書をそれぞれの子会社との間で締結しております。これにより、当社製品の主要な技術に関する特許権取得者が当社の子会社であるにも拘らず、経済的利益は当社に帰属することとなり、ロイヤリティ収入が、当社の売上高として発生することになります。平成21年12月期の当該子会社との契約に基づくロイヤリティ収入は23,640百万円であります。

(3) クロスライセンス契約

当社及びTrend Micro Inc.(米国)は、平成9年12月に米国IBM社との間で、平成10年4月に米国シマンテック社との間で、平成12年5月にネットワークアソシエイツとの間でそれぞれ、互いの特許をライセンスする旨のクロスライセンス契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、世界中の情報機器を結ぶネットワーク環境において、重要な課題となる情報セキュリティの確保(情報セキュリティ管理)に資する目的で、コンピュータウイルス対策ソフトウェアの開発を主として取り組んでおります。

開発製品は、主にコンピュータウイルス対策ソフトであります。これに関連した基礎的な技術開発、または応用技術等も含め、当社並びに当社子会社であるTrend Micro Incorporated(台湾)、Trend Micro Inc.(米国)、Trend Micro Canada Technologies, Inc.,(カナダ)、Trend Micro Deutschland GmbH(ドイツ)、Trend Micro Encryption Ltd.(英国)、Trend Micro EMEA(GB) Limited(英国)、Trend Micro(China)Incorporated(中国)及びTrend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)の8社に所属する研究開発部門スタッフが密接な関係のもとに研究開発活動を行っております。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は5,605百万円であり、すべてコンピュータウイルス対策ソフトウェアの開発に係わるものであります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

売上高を100%として、百分比で損益計算書上の主な科目の割合を表示すると以下のようになります。

	前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
	百分比	百分比
売上高	100.0%	100.0%
売上原価:		
販売目的ソフトウェア償却費及び材料費	3.7%	4.1%
ソフト保守費	2.6%	2.2%
カスタマーサポート費	9.2%	9.3%
売上原価 計	15.5%	15.6%
販売費、研究開発費及び一般管理費:		
販売費	31.3%	31.5%
研究開発費	6.1%	5.8%
一般管理費	15.8%	15.8%
販売費、研究開発費及び一般管理費 計	53.2%	53.2%
営業利益	31.3%	31.3%

当社グループの収益構造

当社グループの売上は主として、ソフトウェア製品使用許諾の対価及びポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価を含むソフトウェア製品の販売によるものであります。ソフトウェア製品の販売による売上はまた、他社が当社グループの製品を当該他社の製品に組み込む限定的な販売形態での売上を含みます。ウイルス・パターン・ファイルのアップデート、製品のアップデート、電話及びオンラインでのテクニカルサポートを含む、ポストコントラクト・カスタマー・サポートによる収益は、繰延処理を行い、サービスを提供する期間に応じて均等に収益認識を行います。繰延処理が行われる収益の比率は販売を行うトレンドマイクロの事業体の位置する地域や販売される製品によって異なります。また、当社グループは、売上に占めるポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を、ソフトウェア製品の購入翌年に契約を更新する場合の契約更新料の金額に基づき測定し期間按分します。新規契約期間の終了時に法人顧客は、日本及び海外において新規ライセンス料の20%から100%の契約更新料を支払うことで、ポストコントラクト・カスタマー・サポート・サービスを毎年更新することができます。小売されたPC-cillin/ウイルスバスターの販売価額には、最初の一年間のみ有効なポストコントラクト・カスタマー・サポート・サービスが含まれます。これら製品の購入者がこの新規契約期間後も継続してポストコントラクト・カスタマー・サポート・サービスを受けるためには、更新料を支払わなければなりません。

「販売目的ソフトウェア償却費及び材料費」は、海外への発送に伴う運賃や手数料、マニュアルや化粧箱などの制作コスト、販売目的ソフトウェアの償却費で構成されます。「ソフト保守費」には、プログラムのバグ修正費用だけでなく、ウイルス対策ソフトの開発段階におけるマイナーバージョンアップ費用も含まれます。「カスタマーサポート費」は、ウイルス・パターン・ファイルの開発及びアップデートにかかる費

用とトラブル解決・新たに発生するウィルス情報及び製品欠陥情報の収集といったその他のカスタマーサポートにかかる費用です。

当社グループは日本、欧州、北米、アジア・パシフィック、中南米の5つの地域で事業を展開しています。過去3年間の各連結会計年度における売上高に対して日本が40%程度、これに欧州と北米を合わせて80%以上を占めています。

売上高

製品毎の売上高は、2 生産、受注及び販売の状況 (3) 販売実績をご参照ください。

売上原価

前連結会計年度及び当連結会計年度の売上原価は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
販売目的ソフトウェア償却費及び材料費	3,765	3,951
ソフト保守費	2,657	2,082
カスタマーサポート費	9,326	8,957
売上原価 計	15,748	14,990

当連結会計年度の売上原価は、主としてソフト保守費及びカスタマーサポート費の減少により、前年同期比758百万円(5%)減少しました。

販売費及び一般管理費

前連結会計年度及び当連結会計年度の販売費及び一般管理費は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
販売費	31,924	30,366
研究開発費	6,167	5,605
一般管理費	16,062	15,245
販売費、研究開発費及び一般管理費 計	54,155	51,218

販売費

販売費は主に広告費、販売手数料、販売及びマーケティング部門の人件費及びその関連費用で構成されます。当連結会計年度の販売費は、主として景気停滞に伴う販促費の減少及び人件費の減少などにより、前年同期比1,557百万円(5%)減少しました。

研究開発費

研究開発費は主に当社のウイルス対策ソフトウェア製品の開発に関わるソフトウェアエンジニアの人件費及びその関連費用で構成されます。当連結会計年度の研究開発費は主として研究開発部門の人件費減少により前年同期比561百万円(9%)減少しました。

一般管理費

一般管理費は主に人件費及び関連費用、会計関連費用、管理費用、その他の全社的な費用によって構成されます。当連結会計年度の一般管理費は、景気後退に伴う管理部門の人件費の削減、法務費用、外注加工費の減少などにより前年同期比816百万円（5%）減少しました。

営業外収益（費用）

当連結会計年度の実受利息は1,474百万円であり、主な源泉は公社債、債務担保証券等の有価証券・投資有価証券及び銀行預金です。また、当連結会計年度において、外貨建投資信託の売却による有価証券売却損341百万円、保有していた外貨預金の換算などにより為替差益531百万円が発生しております。

特別損益

当連結会計年度において、主として米国法人の事務所移転に伴う固定資産の除却損294百万円、投資有価証券評価損54百万円が発生しております。

法人税等

当連結会計年度の法人税、住民税及び事業税は、日本における税引前当期純利益の増収の影響などにより前年同期比591百万円増加して15,400百万円に、また、税務調査に伴う過年度法人税等として1,640百万円が発生しました。これらに加え、繰延収益の増減等に起因した一時差異の変動により法人税等調整額3,316百万円を計上しております。

セグメント情報

前連結会計年度及び当連結会計年度における、セグメント毎の売上高は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		前年同期比
	金額(百万円)	百分比	金額(百万円)	百分比	
外部顧客に対する売上高					
日本	39,102	38%	39,740	41%	2%
北米	26,191	26%	25,339	26%	3%
欧州	23,891	24%	20,174	21%	16%
アジア・パシフィック	9,596	9%	8,377	9%	13%
中南米	2,925	3%	2,716	3%	7%
計	101,707	100%	96,346	100%	5%

日本

当連結会計年度の売上高は39,740百万円であり、前年比で2%の増加となりました。

個人向け市場につきましては、既存のリテール販売に加え、PC及び周辺機器へのバンドルにより著しい成長を遂げたOEM販売、大手テレコム企業とのコラボレーションにより引き続き順調に成長しているオンライン販売が後押しし、また、企業向け市場につきましては、管理サーバからクライアントとサーバの一元管理ができるスイート製品が引き続き売上に貢献しております。

北米

当連結会計年度の売上高は25,339百万円であり、前年比3%減少しました。

個人向け市場におきましては、大手量販店向けプロモーションの成功が後押しし、主力製品であるTrend Micro PC-cillin/ウイルスバスターシリーズの着実なユーザー獲得が同地域の売上に牽引し、企業向け市場におきましても、クラウド技術、仮想化技術といった新技術を用いた戦略製品群が競合との差別化要因となり同地域の売上に貢献したものの、円高の影響を受け、小幅減収となりました。

欧州

当連結会計年度の売上高は20,174百万円であり、前年比16%減少しました。

同地域は企業向けビジネスが大半を占めており、セキュリティ対策予算の削減など需要減に苦戦している企業向けビジネスを、個人向け製品がカバーするという構図とならず、加えて大幅なユーロ安の影響を受けたため、当期同地域の売上高は2けた減収となりました。

アジア・パシフィック

当連結会計年度の売上高は8,377百万円であり、前年比13%減少しました。
特に同地域内で比重の大きいオーストラリアにおいて、広告宣伝活動への投資とチャネル戦略の変革が功を奏し、現地通貨ベースで増収となったものの、同地域の諸通貨の対円レートの全般的な円高影響が大きく、その結果、当期の同地域の売上高は2けた減収となりました。

中南米

当連結会計年度の売上高は2,716百万円であり、前年比7%減少しました。
同地域の主要国であるメキシコ、ブラジルにおいて、新技術を用いたソリューション製品が大手企業を中心とした顧客層に支持された結果、両国とも現地通貨ベースで二桁成長となりましたが、同地域の諸通貨の対円レートの円高影響が大きく、その結果、当期の同地域の売上高は減収となりました。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(3)流動性と資金の源泉

当社グループの短期的な資金の主たる源泉は営業活動から得る現金及び現金同等物です。現在の現金及び現金同等物の残高、営業活動から得る現金及び現金同等物及び既存の与信枠は今後12ヶ月間に必要な運転資金、資本的支出をまかなうのに十分であると考えます。

当連結会計年度末には、現金、現金同等物、定期預金及び売却可能有価証券の残高は前連結会計年度末の106,785百万円から127,500百万円に増加いたしました。この増加は主に、営業活動によるキャッシュ・インフローによるものです。売却可能有価証券については当社グループの投資方針に基づいて、信用等级付けの高い負債証券と、信用等级の高い負債証券で構成される投資信託のみを保有しています。

なお、現金及び現金同等物は主に米ドル、ユーロなどの外国通貨及び円貨です。

当連結会計年度末において、流動負債及び固定負債に計上される繰延収益は前連結会計年度末の65,166百万円から73,562百万円に増加いたしました。この増加は主として、日本地域におけるコンシューマー向け複数年契約製品の販売が好調だったことによります。各年度末における繰延収益は契約期間に応じて翌年度以降、収益として認識される見込みです。なお、各地域における繰延収益は以下の表に示す通りです。

	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
繰延収益		
日本	31,523	38,699
北米	15,935	14,838
欧州	12,359	12,997
アジア・パシフィック	4,326	5,737
中南米	1,021	1,289
計	65,166	73,562

(4)経営者の問題認識と今後の方針

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

重要な設備投資等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
		建物	器具及び備品	合計	
東京本社 (東京都渋谷区)	建物、器具及び備品	283	282	565	503
大阪営業所 (大阪市中央区)	建物、器具及び備品	5	3	8	23

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
			建物	器具備品 及び運搬具	合計	
Trend Micro Incorporated	台湾 (台北)	建物、 器具備品 及び運搬具	104	869	974	1,983
Trend Micro (China) Incorporated	中国 (上海)	建物、 器具備品 及び運搬具	119	430	549	518
Trend Micro Inc.	米国 (カリフォル ニア)	建物、 器具備品 及び運搬具	277	1,416	1,694	594
Trend Micro Deutschland GmbH	ドイツ (ウンター シュライス ハイム)	建物、 器具備品 及び運搬具	25	349	374	104

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	140,293,004	140,293,004	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	140,293,004	140,293,004		

(注)平成21年8月11日開催の取締役会決議に基づき、平成21年9月1日をもって単元株式数を500株から100株に変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(平成17年3月25日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数	4,701個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,350,500株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,840円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月22日～ 平成22年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,840円 資本組入額 1,920円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下、本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
	3 新株予約権者は、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1～3の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の価格」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(平成17年3月25日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数	4,046個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,023,000株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,950円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月14日～ 平成22年12月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,950円 資本組入額 1,975円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下、本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
	3 新株予約権者は、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1～3の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の価格」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(平成18年3月28日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数	2,413個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,206,500株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,995円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月10日～ 平成23年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,995円 資本組入額 1,998円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下、本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
	3 新株予約権者は、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1～3の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の価格」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(平成18年3月28日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数	2,786個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,393,000株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,610円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年11月8日～ 平成23年11月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,610円 資本組入額 1,805円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下、本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
	<p>3 新株予約権者は、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>4 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1～3の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の価格」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

会社法第238条及び第240条の規程に基づく新株予約権（平成19年8月28日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数	4,140個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,070,000株（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	4,780円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年9月14日～ 平成24年9月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,780円 資本組入額 2,390円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
	3 新株予約権者は、取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。 5 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1、2および4の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

- 2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権（同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権を含む。）の行使、及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

注5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1および2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規程に基づく新株予約権（平成19年11月8日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数	2,200個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,100,000株（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	4,240円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年11月26日～ 平成24年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,240円 資本組入額 2,120円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>3 新株予約権者は、取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>4 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。</p> <p>5 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1、2および4の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

- 2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権（同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権を含む。）の行使、及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

注5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1および2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規程に基づく新株予約権（平成20年6月13日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数	5,049個（注）1	5,034個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,524,500株（注）2	2,517,000株
新株予約権の行使時の払込金額	3,500円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～ 平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,500円 資本組入額 1,750円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の行使の条件	3 新株予約権者は、取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。 5 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1、2および4の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権（同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権を含む。）の行使、及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

注5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1および2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規程に基づく新株予約権（平成20年11月4日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数	4,971個（注）1	4,905個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,485,500株（注）2	2,452,500株
新株予約権の行使時の払込金額	2,580円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年11月19日～ 平成25年11月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,580円 資本組入額 1,290円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、特別な理由により、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使されることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由が生じた場合は、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>2 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、特別な理由により、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>3 新株予約権者は、取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>4 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。</p> <p>5 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1、2および4の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権（同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権を含む。）の行使、及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

注5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1および2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規程に基づく新株予約権（平成21年6月17日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数	5,017個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,508,500株（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,080円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月2日～ 平成26年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,080円 資本組入額 1,540円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、特別な理由により、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使されることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由が生じた場合は、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>2 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、特別な理由により、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>3 新株予約権者は、取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>4 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。</p> <p>5 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1、2および4の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権（同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権を含む。）の行使、及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

注5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1および2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規程に基づく新株予約権（平成21年11月10日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数	12,415個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,241,500株（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,170円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月25日～ 平成26年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,170円 資本組入額 1,585円	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社への貢献度が高いと当社取締役が認めた場合は従前の地位を喪失した日から2年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、勤務成績または勤務形態が不良で業務に支障があり解雇された場合、諭旨退職となった場合および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使されることが相当でない事由に該当した場合には、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p>	<p>同左</p>
	<p>事業年度末現在 (平成21年12月31日)</p>	<p>提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)</p>

新株予約権の行使の条件	<p>2 新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合（ただし、新株予約権者が死亡した時点において、上記1.の行使の条件を満たしている場合に限る。）、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から2年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>3 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

注5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1および2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

適用はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年1月1日～ 平成17年12月31日 (注)1 (注)2	847,853	136,603,725	1,057	12,484	1,140	15,087
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注)1 (注)2	740,779	137,344,504	994	13,479	1,115	16,202
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日 (注)2	2,546,500	139,891,004	4,359	17,838	4,358	20,561
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注)2	402,000	140,293,004	547	18,386	547	21,108

(注) 1 新株引受権付社債の新株引受権の行使による増加

2 新株予約権の行使による増加

(6) 【所有者別状況】

平成21年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	64	27	122	422	5	4,883	5,524	
所有株式数(単元)	20	282,949	79,936	2,980	857,104	47,096	132,777	1,402,862	6,804
所有株式数の割合(%)	0.00	20.17	5.70	0.21	61.10	3.36	9.46	100	

- (注) 1 自己株式6,841,534株は「個人その他」に68,415単元、「単元未満株式の状況」に34株含まれております。
 2 上記「その他の法人」には証券保管振替機構名義の株式が25単元含まれております。
 3 平成21年8月11日開催の当社取締役会の決議により、平成21年9月1日付で1単元の株式数は500株から100株となっております。

(7) 【大株主の状況】

平成21年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
トゥルーウェイカンパニーリミテッド a	ブリティッシュバージンアイランズ トルトラ ロードダウンP.O.Box3151	20,186	14.38
ゲインウェイエンタープライズリミテッド a	ブリティッシュバージンアイランズ トルトラ ロードダウンP.O.Box3151	10,108	7.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	9,240	6.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,640	5.44
ノムラシンガポールリミテッド アカウントノミニエフジェー1309 b	6 BATTERY ROAD#39-01 STANDARD CHARTERED BANK BUILDING SINGAPORE 0104	5,469	3.89
チャンミンジャン	CA, USA	5,392	3.84
エムエルピーエフエスカストディー c	SOUTH TOWER WORLD FINANCIALCENTER NEW YORK, N.Y. 10080 USA	4,735	3.37
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント d	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND	3,169	2.25
JPモルガン証券株式会社	千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	2,955	2.10
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	2,929	2.08
計		71,827	53.82

- (注) 1 各大株主は、それぞれ下記のとおり国内に常任代理人を設置しております。
 a トレンドマイクロ株式会社 法務部
 東京都渋谷区代々木2丁目1-1 新宿マインズタワー

b 野村證券株式会社

東京都中央区日本橋1丁目9-1

c メリルリンチ日本証券株式会社

東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目ビルディング

d 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部

東京都中央区月島4丁目16-13

2 各信託銀行の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,488千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,139千株
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,929千株

3 平成21年12月31日現在、自己株式6,841千株(発行済株式総数に対する割合4.87%)を保有しております。

4 キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー並びにその共同保有者であるキャピタル・インターナショナル・リミテッド、キャピタル・インターナショナル・インク、キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル及びキャピタル・インターナショナル株式会社から平成21年11月10日付けで提出された変更報告書No.26により、平成21年11月2日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、変更報告書No.26の内容は以下のとおりであります。

キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー 10,568千株

キャピタル・インターナショナル・リミテッド 2,545千株

キャピタル・インターナショナル・インク 2,186千株

キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル 405千株

キャピタル・インターナショナル株式会社 830千株

5 野村證券株式会社並びにその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC及び野村アセットマネジメント株式会社から平成22年1月20日付けで提出された変更報告書No.10により、平成22年1月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、変更報告書No.10の内容は以下のとおりであります。

野村證券株式会社 170千株

NOMURA INTERNATIONAL PLC 339千株

野村アセットマネジメント株式会社 5,592千株

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,841,500 (自己保有株式)		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,444,700	1,334,447	同上
単元未満株式	普通株式 6,804		同上
発行済株式総数	140,293,004		
総株主の議決権		1,334,447	

(注) 1 「完全議決権株式」の「その他」には、証券保管振替機構名義の株式が2,500株含まれております。また、「議決権の数(個)」の欄には、同保構名義の完全議決権に係る議決権の数25個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株34株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
トレンドマイクロ株式会社 (自己保有株式)	東京都渋谷区代々木二丁目 1番1号 新宿マインズタワー	6,841,500		6,841,500	4.87
計		6,841,500		6,841,500	4.87

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、次の2種類のストック・オプション制度を採用しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社が新株予約権を発行する方法によるストック・オプション

決議年月日	平成17年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役6名（内6名は完全子会社取締役）、当社従業員313名、当社受入出向者1名及び当社子会社従業員1,722名（内完全子会社従業員1,668名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、子会社取締役6名（内6名は完全子会社取締役）、当社従業員201名、当社受入出向者1名及び当社子会社従業員1,403名（内完全子会社従業員1,341名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成18年3月28日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役15名（内12名は完全子会社取締役）、当社従業員189名、当社受入出向者1名及び当社子会社従業員1,167名（内完全子会社従業員1,128名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成18年3月28日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役16名（内14名は完全子会社取締役）、当社従業員175名、当社受入出向者1名及び当社子会社従業員981名（内完全子会社従業員945名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社が新株予約権を発行する方法によるストック・オプション

決議年月日	平成19年 8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名、子会社取締役14名（内11名は完全子会社取締役）、当社従業員215名、当社子会社従業員1135名（内1098名は完全子会社従業員）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成19年11月 8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名、子会社取締役13名（内10名は完全子会社取締役）、当社従業員141名、当社子会社従業員917名（内883名は完全子会社従業員）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成20年6月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員236名、当社子会社従業員1,428名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成20年11月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員158名、当社子会社従業員1,036名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成21年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員218名、当社子会社従業員1,431名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成21年11月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員171名、当社子会社従業員1,136名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得ならびに会社法第155条第7号による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成21年5月12日)での決議状況 (取得期間平成21年5月13日～平成21年6月30日)	1,000,000	3,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	183,000	538
残存決議株式の総数及び価額の総額	817,000	2,461
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	81.7	82.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	81.7	82.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	1,231	3
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、平成22年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	65,500	168	40,500	111
保有自己株式数	6,841,534	-	6,801,034	-

(注)1. 当期間における保有自己株式数には、平成22年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

2. 当期間における取得自己株式の処理には、平成22年3月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、変化の激しい事業環境への対応および競合他社に対する競争力維持のため、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつも、連結ベースでの純利益に基づいた配当を行っていきたいと考えております。今後の配当政策の基本方針といたしましては、会計上の連結純利益にストック・オプション費用を足し戻した額をベースにした連結配当性向60%を目処として期末配当のみで年一度行いたいと考えております。

当連結会計年度につきましては、連結当期純利益17,638百万円のおよそ69%に当たる12,144百万円(1株につき91円)といたしました。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する上記剰余金の配当(総額12,144百万円、1株につき91円)の株主総会決議日は平成22年3月26日であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月
最高(円)	5,550	4,720	5,200	4,370	3,800
最低(円)	3,170	3,250	2,855	1,974	2,055

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,400	3,800	3,680	3,450	3,330	3,580
最低(円)	2,985	3,160	3,250	3,030	3,050	3,050

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		チャン ミン ジャン	昭和29年 11月5日生	昭和56年9月 昭和63年12月 平成7年12月 平成9年3月 平成11年11月 平成12年3月 平成17年1月	ヒューレットパッカード株 式会社(台湾)入社 Trend Micro Inc.(米国)社 長 当社代表取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長新規事 業担当 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現任)	(注)4	5,392
代表取締役 社長	当社グループ CEO	エバ・チェン	昭和34年 2月23日生	平成元年5月 平成6年12月 平成7年12月 平成9年8月 平成14年3月 平成17年1月	Trend Micro Incorporated(台湾)入社 Trend Micro Inc.(米国)業 務執行役員(現任) 当社監査役 当社取締役技術開発部門統 括責任者 当社取締役当社グループ CTO 当社代表取締役社長当社グ ループCEO(現任)	(注)4	1,728
代表取締役	当社グループ COO兼CFO	根岸マヘンドラ	昭和35年 3月9日生	平成7年9月 平成12年6月 平成13年2月 平成13年3月 平成14年3月 平成18年1月	メリルリンチ証券会社入社 アイビートレンド株式会社 代表取締役 当社管理本部長 当社取締役財務経理部門担 当 当社代表取締役グループ CFO 当社代表取締役当社グルー プCOO兼当社グループ CFO(現任)	(注)4	35

取締役	取締役 日本 地域担 兼 アジア・ラ テンアメリ カ地域営業 推進担当 兼 グローバル マーケティング統括本 部長	大三川彰彦	昭和34年 2月24日生	昭和57年4月 平成4年12月 平成12年5月 平成15年2月 平成15年5月 平成19年12月 平成20年3月 平成22年2月	日本デジタルイクイップ メント株式会社（現日本 ビューレット・バツカード 株式会社）入社 マイクロソフト株式会社入 社 同社執行役員 ビジネスイン ターネット事業部長 当社入社 日本地域セールス&マーケ ティング統括本部長 当社執行役員 当社上席執行役員 日本地 域担当兼グローバルサービ スビジネス（現グローバル ソリューションビジネス） ジェネラルマネージャー兼 グローバルコンシューマビ ジネスジェネラルマネー ジャー 当社取締役 日本地域担当 兼グローバルサービスビジ ネス（現グローバルソ リューションビジネス） ジェネラルマネージャー兼 グローバルコンシューマビ ジネスジェネラルマネー ジャー 当社取締役 日本地域担当 兼 アジア・ラテンアメリ カ地域営業推進担当 兼 グ ローバルマーケティング統 括本部 統括本部長（現 任）	(注) 4	2
-----	---	-------	-----------------	---	--	-------	---

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役		竹内 弘高	昭和21年 10月16日生	昭和62年4月 平成10年4月 平成12年6月 平成16年6月 平成17年3月 平成20年4月	一橋大学商学部教授 一橋大学大学院国際企業戦 略研究科長(現任) オリックス株式会社監査役 同社取締役(現任) 当社取締役(現任) インテグラル株式会社取締 役(現任)	(注)4		
常勤監査役		長谷川 文男	昭和15年 2月15日生	昭和39年1月 平成6年5月 平成8年12月 平成12年3月	シェル石油株式会社(現 昭 和シェル石油株式会社)入 社 昭和シェル石油株式会社管 理会計課長兼経理部副部長 東京シェルパック株式会社 専務取締役 当社常勤監査役(現任)	(注)5	0	
監査役		亀岡 保夫	昭和30年 11月12日生	昭和53年3月 昭和57年4月 平成11年4月 平成13年3月 平成16年7月	ブライスウォーターハウス 公認会計士事務所入所 公認会計士登録 大光監査法人設立、代表社 員 当社監査役(現任) 大光監査法人理事長兼代表 社員(現任)	(注)5		
監査役		藤田 浩司	昭和37年 6月9日生	平成元年4月 平成12年4月 平成14年3月 平成18年6月	東京弁護士会弁護士登録 奥野法律事務所(現 奥野総 合法律事務所)入所(現任) 株式会社東栄住宅監査役 (現任) 当社監査役(現任) 株式会社やまと取締役	(注)5		
監査役		谷川 元秀	昭和24年 11月5日生	平成9年9月 平成12年9月 平成17年4月 平成21年12月 平成22年3月	昭和シェル石油株式会社財 務部財務課長 同社監査室担当主査 東亜石油株式会社経理財務 部長 昭和シェルソーラー株式会 社内部統制推進担当 当社監査役(現任)	(注)5		
計								7,158

- (注) 1 取締役竹内弘高氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 常勤監査役長谷川文男及び監査役亀岡保夫、藤田浩司、谷川元秀の4名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 代表取締役社長工バ・チェンは、代表取締役会長チャン ミン ジャンの配偶者の妹であります。
- 4 取締役の任期は、平成20年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 常勤監査役長谷川文男及び監査役亀岡保夫、藤田浩司の任期は、平成20年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時まで、監査役谷川元秀の任期は、平成21年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上を図るため、また株主をはじめ消費者、取引先及び従業員等のステークホルダーに対する企業責任を果たすため、当社グループを取り巻く事業環境の変化に対し迅速に対応すること、社外取締役及び社外監査役を中心とした経営監視機能の強化、経営の透明性及び健全性を確保すること、並びにディスクロージャーの信頼性を維持していくことを重要な経営課題であると考えております。またコンプライアンスについても、社会的信頼を確保する上での重要な課題と認識しこれに取り組んでおります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の基本説明及び内容

当社は、監査役会設置会社の形態をとっております。

当社の取締役会は5名という少数の取締役により構成(平成22年3月26日現在)されていることに加え、うち1名を社外から登用することにより、適正な取締役会の運営が図れるよう監督機能を強化しております。また、監査役会につきましては、取締役会の運営状況及び取締役の業務執行状況に対し客観的な立場からのチェックが可能となるよう、監査役4名(平成22年3月26日現在)全員が社外監査役となっております。

業務執行につきましては、取締役会により決定された会社の方針が、各顧客セグメント、世界20数カ国にまたがる事業活動地域及び各業務機能において実際の業務に適切に反映されるように選任されたエグゼクティブが、責任を持ってそれぞれの業務執行にあたる体制をとっております。日常的なコミュニケーションに加え、四半期ごとにエグゼクティブ・ミーティングが開催され、業務上の重要事項について積極的な議論が行われ、取締役会の意思決定において参考とされます。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社では、コンプライアンス体制の基礎として行動規範(Code of Conduct)を定め、「倫理的な行動」、「法令遵守」および「適切な企業開示」のための経営環境を整備するとともに、Whistle Blowing Report Procedureを定め、内部通報チャネルの明確化を行っております。

また、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置し、内部統制システムの維持、向上を推進しております。また、インターナル・コントロール・マネージャーを内部統制システム整備の推進責任者として任命し、インターナル・コントロール・マネージャーを長とする実務担当メンバーを適宜任命の上、活動しております。

ハ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査部門は、Internal Audit Charterに基づいて、当社および当社グループ会社の内部監査を実施しております。会社の組織、制度および業務が経営方針ならびに法令および諸規定等に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかの検証、評価および助言を経営陣に行うとともに、外部コンサルタントの助言を得ることやインターナル・コントロール・マネージャーとの連携をはかることにより、内部統制システムの維持、向上にも携わっております。

また、内部監査部門は、監査役および代表取締役との三者間で定期的な意見交換の機会を設け、監査の実効性の一層の向上に努めております。

監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、重要な決済書類等を閲覧するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、また適宜説明を求め、さらに必要に応じて国内の営業所や海外の子会社へ赴いてその業務及び財産の状況を調査しております。また、取締役との定期的な意見交換の機会を設けております。一方監査役と会計監査人との連携においては、監査計画時及び監査実施時に監査役が会計監査人による計画書、報告書の説明を受けまた意見交換を行うなどして、監査の実効性の向上を図っております。

二 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士およびその所属監査法人は以下のとおりであります。また、海外子会社は主として、各国のKPMGのメンバーファームの監査を受けております。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定社員	酒井 弘行	あずさ監査法人
業務執行社員	湯口 豊	

なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他18名であります。

ホ 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役である竹内氏は国立大学法人一橋大学大学院国際企業戦略研究科長であり、同氏はその代表者として、当社から外国人留学生助成のために年額175万円の寄付を行うことを内容とした「外国人留学生助成のための奨学金に関する覚書」を当社との間で締結しております。なお、当該覚書の契約期間は2009年9月1日から2010年8月31日までの1年間です。

社外監査役全員は、当社グループのその他の取締役、監査役と家族関係などの人的関係や、資本的關係または取引関係その他の利害関係を有しておりません。

リスク管理体制の整備状況

当社はコンプライアンス及びリスク管理体制を統括する組織として、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置しております。また当社業務執行に係るリスクとして、製品並びにサービスに関するリスク及び社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者を設置することとしております。

一方、不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する取締役を危機管理責任者とする緊急対策室（SWAT）を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとしております。

役員報酬等の内容

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	5名	256百万円	うち社外取締役1名 5百万円
監査役	4名	19百万円	監査役4名は全員社外監査役です

(注) 取締役の報酬等には、取締役に付与したストック・オプションによる報酬額110百万円が含まれております（ただし、社外取締役については該当ありません。）。

責任免除及び責任限定契約

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたって期待される役割を十分に果たすことができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することが出来る旨を定款に定めております。また取締役竹内弘高氏及び監査役4名全員との間で同法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、定款の定めに基づいて社外取締役については金1,000万円、常勤の社外監査役については金2,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

取締役の定数及び取締役の選解任の決議要件

当社の取締役の員数は8名以内とする旨を定款に定めております。また当社の取締役の選任決議における株主総会の定足数について、定数不足による決議不能を避ける目的から、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議における定足数について、定数不足による決議不能を避ける目的から、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することとした内容

イ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ 自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社			98	7
連結子会社				
計			98	7

【その他重要な報酬の内容】

当社連結子会社が、当社監査法人与同一のネットワークに属しているKPMGに対して支払った報酬の額は123百万円です。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務です。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社および当社連結子会社の規模や特性、監査日数等を考慮し、当社と監査公認会計士等と協議のうえ決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、百万円未満を切捨てて表示しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、百万円未満を切捨てて表示しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)及び前事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)並びに当連結会計年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)及び当事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表についてはあずさ監査法人の監査を受けております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年12月31日)	当連結会計年度 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,861	74,271
受取手形及び売掛金	22,064	23,114
有価証券	45,923	53,228
たな卸資産	402	409
繰延税金資産	13,390	14,774
その他	2,946	4,178
貸倒引当金	335	131
流動資産合計	145,253	169,846
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	2 3,566	2 3,622
その他（純額）	2 969	2 1,056
有形固定資産合計	4,535	4,678
無形固定資産		
ソフトウェア	2,903	4,503
のれん	2,096	1,179
その他	466	478
無形固定資産合計	5,467	6,161
投資その他の資産		
投資有価証券	13,491	11,883
関係会社株式	284	283
繰延税金資産	8,870	10,061
その他	862	972
投資その他の資産合計	23,509	23,200
固定資産合計	33,513	34,040
資産合計	178,766	203,887

	前連結会計年度 (平成20年12月31日)	当連結会計年度 (平成21年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	656	764
未払金	2,806	3,749
未払費用	3,479	4,032
未払法人税等	3,901	7,955
賞与引当金	994	672
返品調整引当金	743	876
短期繰延収益	50,278	54,362
その他	948	1,851
流動負債合計	63,808	74,263
固定負債		
長期繰延収益	14,887	19,200
退職給付引当金	1,211	1,433
その他	12	347
固定負債合計	16,111	20,981
負債合計	79,920	95,244
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,386	18,386
資本剰余金	21,108	21,108
利益剰余金	87,288	91,748
自己株式	21,798	22,128
株主資本合計	104,984	109,115
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,286	1,818
為替換算調整勘定	6,601	4,773
評価・換算差額等合計	9,888	6,591
新株予約権	3,745	6,110
少数株主持分	4	9
純資産合計	98,846	108,643
負債純資産合計	178,766	203,887

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	101,707	96,346
売上原価	15,748	14,990
売上総利益	85,958	81,356
販売費及び一般管理費	1, 2 54,155	1, 2 51,218
営業利益	31,803	30,137
営業外収益		
受取利息	2,924	1,474
有価証券売却益	93	3
持分法による投資利益	63	10
為替差益	-	531
その他	322	124
営業外収益合計	3,403	2,144
営業外費用		
支払利息	3	2
有価証券売却損	730	341
為替差損	656	-
付加価値税等調整額	-	194
その他	176	29
営業外費用合計	1,566	568
経常利益	33,640	31,714
特別利益		
受取和解金	358	-
新株予約権戻入益	20	-
特別利益合計	378	-
特別損失		
固定資産売却損	-	3 294
投資有価証券評価損	2,892	54
訴訟関連損失	248	-
特別損失合計	3,141	348
税金等調整前当期純利益	30,878	31,365
法人税、住民税及び事業税	14,808	15,400
過年度法人税等	-	1,640
法人税等調整額	3,182	3,316
法人税等合計	11,626	13,724
少数株主利益	4	2
当期純利益	19,247	17,638

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,838	18,386
当期変動額		
新株の発行	527	-
新株の発行（新株予約権の行使）	20	-
当期変動額合計	547	-
当期末残高	18,386	18,386
資本剰余金		
前期末残高	20,561	21,108
当期変動額		
新株の発行	527	-
新株の発行（新株予約権の行使）	20	-
当期変動額合計	547	-
当期末残高	21,108	21,108
利益剰余金		
前期末残高	83,116	87,288
実務対応報告第18号の適用による利益剰余金 減少高	-	217
当期変動額		
剰余金の配当	14,992	12,956
当期純利益	19,247	17,638
自己株式の処分	83	3
当期変動額合計	4,171	4,678
当期末残高	87,288	91,748
自己株式		
前期末残高	15,140	21,798
当期変動額		
自己株式の処分	341	211
自己株式の取得	6,999	541
当期変動額合計	6,658	330
当期末残高	21,798	22,128
株主資本合計		
前期末残高	106,375	104,984
実務対応報告第18号の適用による利益剰余金 減少高	-	217
当期変動額		
新株の発行	1,055	-
新株の発行（新株予約権の行使）	40	-
剰余金の配当	14,992	12,956
当期純利益	19,247	17,638
自己株式の処分	258	208

	前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
自己株式の取得	6,999	541
当期変動額合計	1,390	4,348
当期末残高	104,984	109,115
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	39	3,286
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,247	1,468
当期変動額合計	3,247	1,468
当期末残高	3,286	1,818
為替換算調整勘定		
前期末残高	2,827	6,601
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,429	1,827
当期変動額合計	9,429	1,827
当期末残高	6,601	4,773
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,788	9,888
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,676	3,296
当期変動額合計	12,676	3,296
当期末残高	9,888	6,591
新株予約権		
前期末残高	1,550	3,745
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,194	2,365
当期変動額合計	2,194	2,365
当期末残高	3,745	6,110
少数株主持分		
前期末残高	16	4
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	4
当期変動額合計	11	4
当期末残高	4	9

	前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
純資産合計		
前期末残高	110,730	98,846
実務対応報告第18号の適用による利益剰余金減少高	-	217
当期変動額		
新株の発行	1,055	-
新株の発行（新株予約権の行使）	40	-
剰余金の配当	14,992	12,956
当期純利益	19,247	17,638
自己株式の処分	258	208
自己株式の取得	6,999	541
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,493	5,666
当期変動額合計	11,884	10,014
当期末残高	98,846	108,643

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	30,878	31,365
減価償却費	4,729	5,133
株式報酬費用	2,258	2,404
のれん償却額	1,032	948
貸倒引当金の増減額(は減少)	240	240
返品調整引当金の増減額(は減少)	154	131
退職給付引当金の増減額(は減少)	26	191
受取利息	2,924	1,474
支払利息	3	2
有価証券売却損益(は益)	637	338
持分法による投資損益(は益)	63	10
固定資産除売却損益(は益)	-	294
投資有価証券評価損益(は益)	2,892	54
訴訟和解金	358	-
訴訟関連損失	248	-
売上債権の増減額(は増加)	1,546	620
たな卸資産の増減額(は増加)	17	6
仕入債務の増減額(は減少)	43	79
繰延収益の増減額(は減少)	6,768	6,998
その他	867	1,911
小計	48,517	47,513
利息及び配当金の受取額	2,871	1,562
法人税等の支払額	19,890	15,019
訴訟和解金受取額	228	-
訴訟関連損失の支払額	248	-
利息の支払額	3	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,475	34,053
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	1,395	15,233
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	39,569	40,256
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	54,582	37,032
有形固定資産の取得による支出	2,782	2,284
無形固定資産の取得による支出	2,427	4,258
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	657	125
その他	20	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,561	25,126

	前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,055	-
自己株式の取得による支出	6,999	541
自己株式の処分による収入	258	168
配当金の支払額	14,983	12,946
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,669	13,319
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,198	1,881
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	8,167	2,511
現金及び現金同等物の期首残高	52,367	60,535
現金及び現金同等物の期末残高	60,535	58,023

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 22社 主要な連結子会社の名称 Trend Micro Inc. Trend Micro (EMEA) Limited Trend Micro France SA (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社の数 23社 主要な連結子会社の名称 Trend Micro Inc. Trend Micro Incorporated Trend Micro Australia Pty. Ltd. Trend Micro (EMEA) Limited (2) 非連結子会社 同左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法を適用した関連会社数 2社 関連会社の名称 ソフトトレンドキャピタル株式 会社 ネットスター株式会社 (2) 持分法を適用していない非連 結子会社及び関連会社 該当ありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に關 する事項	すべての連結子会社の決算日は、 連結決算日と一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び 評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動平 均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそ れに類する組合への出資(金融商品 取引法第2条第2項により有価証券 とみなされるもの)については、組 合契約に規定される決算報告日に 応じて入手可能な最近の決算書を基礎 とし、持分相当額を純額で取り込む 方法によっております。 たな卸資産 移動平均法による原価法 なお、収益性が低下した棚卸資産 については、帳簿価額を切り下げて おります。	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 たな卸資産 同左
(2) 重要な減価償却資産の減価 償却の方法	有形固定資産 主として当社は定率法、連結子会 社は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおり であります。 器具及び備品 主として2~10年 無形固定資産 a市場販売目的のソフトウェア 見込有効期間(12ヶ月)に基づく 定額法 b自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間 (主に5年)に基づく定額法	有形固定資産(リース資産を除く) 同左 無形固定資産 a市場販売目的のソフトウェア 同左 b自社利用のソフトウェア 同左

	cその他の無形固定資産 見込有効期間に基づく定額法	cその他の無形固定資産 同左
--	------------------------------	-------------------

項目	前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
(3)重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>返品調整引当金 連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。</p>	<p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。当連結会計年度においては対象となるリース資産はありません。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>返品調整引当金 同左</p>
(4)連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の連結財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～25年）による按分金額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。 過去勤務差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（24年）による按分額を費用処理しております。</p> <p>外貨建金銭債権・債務は連結決算日の直物為替相場で円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～25年）による按分金額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。</p> <p>同左</p>
(5)リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	

項目	前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準 当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常、使用許諾後一定期間にわたるポスト・コントラクト・カスタマー・サポート(カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウィルス・パターンファイルのアップグレード等から構成される)条項を含んでおります。 当社は、ポスト・コントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間に渡って均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。</p>	同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p>	同左
6 のれんの償却に関する事項	<p>のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。</p>	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日または償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。</p>	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
	(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年 5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる連結財務諸表及びセグメント情報への影響は軽微であります。
	(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年 3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年 3月30日)を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 この変更に伴う連結財務諸表及びセグメント情報への影響はありません。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
(減価償却の方法) 当社は法人税法改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。なお、この変更による影響は軽微であります。	

[次へ](#)

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成20年12月31日)	当連結会計年度末 (平成21年12月31日)
	1 たな卸資産の内訳 製品 350百万円 原材料 22百万円 貯蔵品 37百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額 6,556百万円	2 有形固定資産の減価償却累計額 8,945百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目 広告宣伝費 2,104百万円 販売促進費 7,279百万円 従業員給料 19,105百万円 賞与引当金繰入額 813百万円 支払手数料 5,758百万円 減価償却費 2,879百万円 通信費 2,639百万円 旅費交通費 1,881百万円 研究開発費 6,167百万円	1 販売費及び一般管理費の主要項目 販売促進費 7,738百万円 従業員給料 19,724百万円 賞与引当金繰入額 520百万円 研究開発費 5,605百万円
2 研究開発費に係る注記 研究開発費の総額は6,167百万円であり、一般管理費に含まれております。	2 研究開発費に係る注記 研究開発費の総額は5,605百万円であり、一般管理費に含まれております。
	3 固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 114百万円 器具及び備品等 179百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	139,891,004	402,000		140,293,004

(変動理由の概要)

普通株式の増加 402,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	4,827,922	2,000,381	105,500	6,722,803

(変動理由の概要)

自己株式の増加 2,000,381株は、単元未満株式の買取りによる取得 1,381株と市場買付による取得 1,999,000株であります。

自己株式の減少 105,500株は、新株予約権の権利行使時における自己株式代用数であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高 (百万円)
		前連結会計 年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	3,745

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成20年 3月26日 定時株主総会	普通株式	14,992百万円	111円00銭	平成19年12月31日	平成20年 3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成21年 3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,956百万円	97円00銭	平成20年12月31日	平成21年 3月26日

当連結会計年度(自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	140,293,004			140,293,004

2 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	6,722,803	184,231	65,500	6,841,534

(変動理由の概要)

自己株式の増加184,231株は、単元未満株式の買取りによる取得1,231株と市場買付による取得183,000株であります。
 自己株式の減少65,500株は、新株予約権の権利行使時における自己株式代用数であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高 (百万円)
		前連結会計 年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	
ストック・オブ ションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	6,110

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成21年 3月25日 定時株主総会	普通株式	12,956百万円	97円00銭	平成20年12月31日	平成21年 3月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成22年 3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,144百万円	91円00銭	平成21年12月31日	平成22年 3月29日

[次へ](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)												
<p>1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">60,861</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">326</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">60,535</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	60,861	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	326	現金及び現金同等物	60,535	<p>1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">74,271</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">16,248</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">58,023</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	74,271	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	16,248	現金及び現金同等物	58,023
現金及び預金勘定	60,861												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	326												
現金及び現金同等物	60,535												
現金及び預金勘定	74,271												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	16,248												
現金及び現金同等物	58,023												

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引に係る注記</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具及び備品 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額 相当額</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>期末 残高相当額</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> </tbody> </table> <p>未經過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年内</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">37百万円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">支払リース料</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 		器具及び備品 (百万円)	取得価額相当額	59	減価償却累計額 相当額	21	期末 残高相当額	37	1年内	11百万円	1年超	26百万円	合計	37百万円	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具及び備品 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">58</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額 相当額</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>期末 残高相当額</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> </tbody> </table> <p>未經過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年内</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">支払リース料</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同左</p>		器具及び備品 (百万円)	取得価額相当額	58	減価償却累計額 相当額	32	期末 残高相当額	25	1年内	10百万円	1年超	16百万円	合計	26百万円	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	0百万円
	器具及び備品 (百万円)																																								
取得価額相当額	59																																								
減価償却累計額 相当額	21																																								
期末 残高相当額	37																																								
1年内	11百万円																																								
1年超	26百万円																																								
合計	37百万円																																								
支払リース料	12百万円																																								
減価償却費相当額	11百万円																																								
支払利息相当額	0百万円																																								
	器具及び備品 (百万円)																																								
取得価額相当額	58																																								
減価償却累計額 相当額	32																																								
期末 残高相当額	25																																								
1年内	10百万円																																								
1年超	16百万円																																								
合計	26百万円																																								
支払リース料	12百万円																																								
減価償却費相当額	11百万円																																								
支払利息相当額	0百万円																																								

[前△](#) [次△](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成20年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	(1)国債・地方債等	24,008	24,196	187
	(2)社債	2,000	2,003	2
	(3)その他	202	232	29
	その他	-	-	-
	小計	26,212	26,432	220
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	(1)国債・地方債等	1,488	1,290	198
	(2)社債	4,997	4,995	1
	(3)その他	1,443	1,275	168
	その他	30,349	24,961	5,387
	小計	38,278	32,523	5,755
合計		64,490	58,955	5,535

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
54,582	93	730

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式・債券	460

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)
債券		
(1)国債・地方債等	14,193	11,107
(2)社債	7,005	-
(3)その他	-	3,758
その他	-	-
合計	21,199	14,865

当連結会計年度末(平成21年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	(1)国債・地方債等	12,500	12,546	45
	(2)社債	91	91	0
	(3)その他	592	1,258	666
	その他	1,502	2,080	578
	小計	14,686	15,976	1,290
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	(1)国債・地方債等	5,703	5,636	67
	(2)社債	7,302	7,289	12
	(3)その他	6,000	5,960	39
	その他	33,890	29,658	4,231
	小計	52,896	48,544	4,351
合計		67,582	64,521	3,061

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
37,032	3	341

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式・債券	591

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
債券		
(1)国債・地方債等	10,526	7,500
(2)社債	7,383	-
(3)その他	6,758	2,000
その他	28	175
合計	24,696	9,675

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (平成20年12月31日)	当連結会計年度 (平成21年12月31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用し、また厚生年金基金制度については関東ITソフトウェア厚生年金基金（以下「厚生年金基金」）に加入しております。この厚生年金基金は総合設立方式であります。 また、連結子会社は確定給付型年金制度または確定拠出年金制度を採用しており、一部の連結子会社は401(K)プランを導入しております。 要拠出額を費用として計上している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成20年3月31日現在) 年金資産の額 145,958百万円 年金財政計算上の給付債務の額 140,968百万円 差引額 4,989百万円</p> <p>(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合 (平成20年3月31日現在) 0.74%</p> <p>(3) 補足説明 上記(1)の差引額の主な要因は、以下のとおりであります。</p> <p>別途積立金 12,896百万円 剰余金 5,860百万円 資産評価調整額 13,766百万円 差引額 4,989百万円</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却であります。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用し、また厚生年金基金制度については関東ITソフトウェア厚生年金基金（以下「厚生年金基金」）に加入しております。この厚生年金基金は総合設立方式であります。 また、連結子会社は確定給付型年金制度または確定拠出年金制度を採用しており、一部の連結子会社は401(K)プランを導入しております。 要拠出額を費用として計上している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成21年3月31日現在) 年金資産の額 127,937百万円 年金財政計算上の給付債務の額 155,636百万円 差引額 27,699百万円</p> <p>(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合 (平成21年3月31日現在) 0.96%</p> <p>(3) 補足説明 上記(1)の差引額の主な要因は、以下のとおりであります。</p> <p>別途積立金 19,539百万円 不足金 27,896百万円 資産評価調整額 19,342百万円 差引額 27,699百万円</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却であります。</p>
<p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <p>イ. 退職給付債務 1,352百万円 ロ. 年金資産 150百万円 ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ) 1,201百万円 ニ. 未認識過去勤務債務 19百万円 ホ. 未認識数理計算上の差異 30百万円 ヘ. 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ) 1,211百万円 (注) 退職給付債務の算定にあたり、一部の連結子会社について簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <p>イ. 勤務費用 175百万円 ロ. 利息費用 25百万円 ハ. 期待運用収益 3百万円 ニ. 過去勤務債務の費用処理額 1百万円 ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 61百万円 ヘ. 小計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ) 260百万円 ト. 厚生年金基金拠出額 155百万円 チ. 確定拠出型年金への拠出金 495百万円 リ. 退職給付費用(ヘ+ト+チ) 911百万円 (注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用はすべて「イ. 勤務費用」に計上しております。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>イ. 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ. 割引率 1.5 - 2.50 % ハ. 期待運用収益率 2.50 % ニ. 数理計算上の差異の処理年数 1年 - 25年 ホ. 過去勤務債務の額の処理年数 24年</p>	<p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <p>イ. 退職給付債務 1,700百万円 ロ. 年金資産 159百万円 ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ) 1,540百万円 ニ. 未認識数理計算上の差異 106百万円 ホ. 退職給付引当金(ハ+ニ) 1,433百万円 (注) 退職給付債務の算定にあたり、一部の連結子会社について簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <p>イ. 勤務費用 196百万円 ロ. 利息費用 27百万円 ハ. 期待運用収益 3百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 42百万円 ホ. 小計(イ+ロ+ハ+ニ) 176百万円 ヘ. 厚生年金基金拠出額 184百万円 ト. 確定拠出型年金への拠出金 553百万円 チ. 退職給付費用(ホ+ヘ+ト) 914百万円 (注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用はすべて「イ. 勤務費用」に計上しております。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>イ. 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ. 割引率 1.0 - 8.50 % ハ. 期待運用収益率 2.25 % ニ. 数理計算上の差異の処理年数 1年 - 25年</p>
<p>(追加情報) 当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号平成19年5月15日)を適用しております。</p>	

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)

1. 連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価	335百万円
販売費及び一般管理費	1,922百万円
新株予約権戻入益	20百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第11回	第12回	第13回
決議年月日	平成15年3月26日	平成15年3月26日	平成16年3月25日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、子会社取締役9名(内9名は完全子会社取締役)、当社従業員300名、当社子会社従業員975名(内完全子会社従業員544名)	当社取締役3名、子会社取締役10名(内10名は完全子会社取締役)、当社従業員319名、当社子会社従業員1,314名(内完全子会社従業員594名)	当社取締役2名、子会社取締役8名(内8名は完全子会社取締役)、当社従業員325名、当社子会社従業員1,199名(内完全子会社従業員619名)
株式の種類及び付与数	普通株式 2,500,000株	普通株式 1,500,000株	普通株式 3,000,000株
付与日	平成15年5月28日	平成15年11月14日	平成16年4月28日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成15年5月28日)以降、権利確定日(平成16年5月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年5月28日)以降、権利確定日(平成17年5月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年5月28日)以降、権利確定日(平成18年5月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年5月28日)以降、権利確定日(平成19年5月28日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成16年11月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成17年11月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成18年11月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成19年11月14日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成17年4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成18年4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成19年4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成20年4月28日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成15年5月28日から平成16年5月28日まで 平成15年5月28日から平成17年5月28日まで 平成15年5月28日から平成18年5月28日まで 平成15年5月28日から平成19年5月28日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成15年11月14日から平成16年11月14日まで 平成15年11月14日から平成17年11月14日まで 平成15年11月14日から平成18年11月14日まで 平成15年11月14日から平成19年11月14日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成16年4月28日から平成17年4月28日まで 平成16年4月28日から平成18年4月28日まで 平成16年4月28日から平成19年4月28日まで 平成16年4月28日から平成20年4月28日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第14回	第15回	第16回
決議年月日	平成16年3月25日	平成17年3月25日	平成17年3月25日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役9名(内9名は完全子会社取締役)、当社従業員194名、当社子会社従業員1,106名(内完全子会社従業員1,067名)	当社取締役2名、子会社取締役6名(内6名は完全子会社取締役)、当社従業員313名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,722名(内完全子会社従業員1,668名)	当社取締役3名、子会社取締役6名(内6名は完全子会社取締役)、当社従業員201名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,403名(内完全子会社従業員1,341名)
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000,000株	普通株式 3,457,500株	普通株式 2,500,000株
付与日	平成16年10月28日	平成17年7月22日	平成17年12月14日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成17年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成18年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成19年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成20年10月28日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成18年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成19年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成20年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成21年7月22日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成18年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成19年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成20年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成21年12月14日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成16年10月28日から平成17年10月28日まで 平成16年10月28日から平成18年10月28日まで 平成16年10月28日から平成19年10月28日まで 平成16年10月28日から平成20年10月28日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成17年7月22日から平成18年7月22日まで 平成17年7月22日から平成19年7月22日まで 平成17年7月22日から平成20年7月22日まで 平成17年7月22日から平成21年7月22日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成17年12月14日から平成18年12月14日まで 平成17年12月14日から平成19年12月14日まで 平成17年12月14日から平成20年12月14日まで 平成17年12月14日から平成21年12月14日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第17回	第18回	第19回
決議年月日	平成18年3月28日	平成18年3月28日	平成19年8月28日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役15名(内12名は完全子会社取締役)、当社従業員189名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,167名(内完全子会社従業員1,128名)	子会社取締役16名(内14名は完全子会社取締役)、当社従業員175名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員981名(内完全子会社従業員945名)	当社取締役2名、子会社取締役14名(内11名は完全子会社取締役)、当社従業員215名、当社子会社従業員1,135名(内完全子会社従業員1,098名)
株式の種類及び付与数	普通株式 1,451,000株	普通株式 1,453,000株	普通株式 2,070,000株
付与日	平成18年7月10日	平成18年11月8日	平成19年9月14日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成19年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成20年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成21年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成22年7月10日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成19年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成20年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成21年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成22年11月8日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成20年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成21年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成22年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成23年9月14日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成18年7月10日から平成19年7月10日まで 平成18年7月10日から平成20年7月10日まで 平成18年7月10日から平成21年7月10日まで 平成18年7月10日から平成22年7月10日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成18年11月8日から平成19年11月8日まで 平成18年11月8日から平成20年11月8日まで 平成18年11月8日から平成21年11月8日まで 平成18年11月8日から平成22年11月8日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成19年9月14日から平成20年9月14日まで 平成19年9月14日から平成21年9月14日まで 平成19年9月14日から平成22年9月14日まで 平成19年9月14日から平成23年9月14日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第20回	第21回	第22回
決議年月日	平成19年11月8日	平成20年6月13日	平成20年11月4日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、子会社取締役13名(内10名は完全子会社取締役)、当社従業員141名、当社子会社従業員917名(内完全子会社従業員883名)	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員236名、当社子会社従業員1,428名	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員158名、当社子会社従業員1,036名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,100,000株	普通株式 2,524,500株	普通株式 2,551,000株
付与日	平成19年11月26日	平成20年7月1日	平成20年11月19日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成20年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成21年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成22年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成23年11月26日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成21年7月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成22年7月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成23年7月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成24年7月1日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成20年11月19日)以降、権利確定日(平成21年11月19日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年11月19日)以降、権利確定日(平成22年11月19日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年11月19日)以降、権利確定日(平成23年11月19日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年11月19日)以降、権利確定日(平成24年11月19日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成19年11月26日から平成20年11月26日まで 平成19年11月26日から平成21年11月26日まで 平成19年11月26日から平成22年11月26日まで 平成19年11月26日から平成23年11月26日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成20年7月1日から平成21年7月1日まで 平成20年7月1日から平成22年7月1日まで 平成20年7月1日から平成23年7月1日まで 平成20年7月1日から平成24年7月1日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成20年11月19日から平成21年11月19日まで 平成20年11月19日から平成22年11月19日まで 平成20年11月19日から平成23年11月19日まで 平成20年11月19日から平成24年11月19日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回
権利確定前												
期首(千株)	-	-	396	222	1,084	758	684	754	2,070	1,100	-	-
付与(千株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,524	2,551
失効(千株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定(千株)	-	-	396	222	618	431	374	391	909	605	-	-
未確定残(千株)	-	-	-	-	466	327	310	363	1,161	494	2,524	2,551
権利確定後												
期首(千株)	265	335	1,697	1,546	1,300	1,285	532	637	-	-	-	-
権利確定(千株)	-	-	396	222	618	431	374	391	909	605	-	-
権利行使(千株)	225	183	-	-	34	20	10	34	-	-	-	-
失効(千株)	40	152	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残(千株)	-	-	2,093	1,768	1,884	1,696	896	1,030	909	605	-	-

単価情報

	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回
権利行使価格(円)	1,955	2,695	4,310	5,090	3,840	3,950	3,995	3,610	4,780	4,240	3,500	2,580
行使時平均株価(円)	3,791	3,852	-	-	4,073	4,094	4,088	4,050	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-	-	-	1,040	961	1,142	993	769	599

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1)使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2)使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 37.71～43.05%

平成16年5月28日～平成20年7月1日及び平成16年10月15日～平成20年11月19日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 3.36～3.44年

予想残存期間については、十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して算定いたしました。

予想配当 111円/株

平成19年12月期の配当実績による

無リスク利子率 0.76～1.01%

予想残存期間に対応する国債の利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過年度における退職率に基づき、権利不確定による失効数を見積り算定いたしました。

当連結会計年度(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)

1. 連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価	259 百万円
販売費及び一般管理費	2,145 百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第13回	第14回	第15回
決議年月日	平成16年3月25日	平成16年3月25日	平成17年3月25日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役8名(内8名は完全子会社取締役)、当社従業員325名、当社子会社従業員1,199名(内完全子会社従業員619名)	当社取締役2名、子会社取締役9名(内9名は完全子会社取締役)、当社従業員194名、当社子会社従業員1,106名(内完全子会社従業員1,067名)	当社取締役2名、子会社取締役6名(内6名は完全子会社取締役)、当社従業員313名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,722名(内完全子会社従業員1,668名)
株式の種類及び付与数	普通株式 3,000,000株	普通株式 2,000,000株	普通株式 3,457,500株
付与日	平成16年4月28日	平成16年10月28日	平成17年7月22日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成17年4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成18年4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成19年4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成20年4月28日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成17年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成18年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成19年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成20年10月28日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成18年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成19年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成20年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成21年7月22日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成16年4月28日から平成17年4月28日まで 平成16年4月28日から平成18年4月28日まで 平成16年4月28日から平成19年4月28日まで 平成16年4月28日から平成20年4月28日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成16年10月28日から平成17年10月28日まで 平成16年10月28日から平成18年10月28日まで 平成16年10月28日から平成19年10月28日まで 平成16年10月28日から平成20年10月28日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成17年7月22日から平成18年7月22日まで 平成17年7月22日から平成19年7月22日まで 平成17年7月22日から平成20年7月22日まで 平成17年7月22日から平成21年7月22日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第16回	第17回	第18回
決議年月日	平成17年3月25日	平成18年3月28日	平成18年3月28日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、子会社取締役6名(内6名は完全子会社取締役)、当社従業員201名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,403名(内完全子会社従業員1,341名)	子会社取締役15名(内12名は完全子会社取締役)、当社従業員189名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,167名(内完全子会社従業員1,128名)	子会社取締役16名(内14名は完全子会社取締役)、当社従業員175名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員981名(内完全子会社従業員945名)
株式の種類及び付与数	普通株式 2,500,000株	普通株式 1,451,000株	普通株式 1,453,000株
付与日	平成17年12月14日	平成18年7月10日	平成18年11月8日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成18年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成19年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成20年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成21年12月14日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成19年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成20年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成21年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成22年7月10日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成19年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成20年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成21年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成22年11月8日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成17年12月14日から平成18年12月14日まで 平成17年12月14日から平成19年12月14日まで 平成17年12月14日から平成20年12月14日まで 平成17年12月14日から平成21年12月14日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成18年7月10日から平成19年7月10日まで 平成18年7月10日から平成20年7月10日まで 平成18年7月10日から平成21年7月10日まで 平成18年7月10日から平成22年7月10日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成18年11月8日から平成19年11月8日まで 平成18年11月8日から平成20年11月8日まで 平成18年11月8日から平成21年11月8日まで 平成18年11月8日から平成22年11月8日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第19回	第20回	第21回
決議年月日	平成19年8月28日	平成19年11月8日	平成20年6月13日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役14名(内11名は完全子会社取締役)、当社従業員215名、当社子会社従業員1,135名(内完全子会社従業員1,098名)	当社取締役1名、子会社取締役13名(内10名は完全子会社取締役)、当社従業員141名、当社子会社従業員917名(内完全子会社従業員883名)	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員236名、当社子会社従業員1,428名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,070,000株	普通株式 1,100,000株	普通株式 2,524,500株
付与日	平成19年9月14日	平成19年11月26日	平成20年7月1日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成20年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成21年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成22年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成23年9月14日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成20年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成21年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成22年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成23年11月26日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成21年7月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成22年7月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成23年7月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成24年7月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成19年9月14日から平成20年9月14日まで 平成19年9月14日から平成21年9月14日まで 平成19年9月14日から平成22年9月14日まで 平成19年9月14日から平成23年9月14日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成19年11月26日から平成20年11月26日まで 平成19年11月26日から平成21年11月26日まで 平成19年11月26日から平成22年11月26日まで 平成19年11月26日から平成23年11月26日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成20年7月1日から平成21年7月1日まで 平成20年7月1日から平成22年7月1日まで 平成20年7月1日から平成23年7月1日まで 平成20年7月1日から平成24年7月1日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第22回	第23回	第24回
決議年月日	平成20年11月4日	平成21年6月17日	平成21年11月10日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員158名、当社子会社従業員1,036名	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員218名、当社子会社従業員1,431名	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員171名、当社子会社従業員1,136名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,551,000株	普通株式 2,508,500株	普通株式 1,241,500株
付与日	平成20年11月19日	平成21年7月2日	平成21年11月25日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日（平成20年11月19日）以降、権利確定日（平成21年11月19日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成20年11月19日）以降、権利確定日（平成22年11月19日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成20年11月19日）以降、権利確定日（平成23年11月19日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成20年11月19日）以降、権利確定日（平成24年11月19日）まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日（平成21年7月2日）以降、権利確定日（平成22年7月2日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成21年7月2日）以降、権利確定日（平成23年7月2日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成21年7月2日）以降、権利確定日（平成24年7月2日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成21年7月2日）以降、権利確定日（平成25年7月2日）まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日（平成21年11月25日）以降、権利確定日（平成22年11月25日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成21年11月25日）以降、権利確定日（平成23年11月25日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成21年11月25日）以降、権利確定日（平成24年11月25日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成21年11月25日）以降、権利確定日（平成25年11月25日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成20年11月19日から平成21年11月19日まで 平成20年11月19日から平成22年11月19日まで 平成20年11月19日から平成23年11月19日まで 平成20年11月19日から平成24年11月19日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成21年7月2日から平成22年7月2日まで 平成21年7月2日から平成23年7月2日まで 平成21年7月2日から平成24年7月2日まで 平成21年7月2日から平成25年7月2日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成21年11月25日から平成22年11月25日まで 平成21年11月25日から平成23年11月25日まで 平成21年11月25日から平成24年11月25日まで 平成21年11月25日から平成25年11月25日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回
権利確定前												
期首(千株)	-	-	466	327	310	363	1,161	494	2,524	2,551	-	-
付与(千株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,508	1,241
失効(千株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定(千株)	-	-	466	327	184	213	559	246	1,094	844	-	-
未確定残(千株)	-	-	-	-	126	150	601	248	1,430	1,706	2,508	1,241
権利確定後												
期首(千株)	2,093	1,768	1,884	1,696	896	1,030	909	605	-	-	-	-
権利確定(千株)	-	-	466	327	184	213	559	246	1,094	844	-	-
権利行使(千株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	-	-
失効(千株)	2,093	1,768	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残(千株)	-	-	2,350	2,023	1,080	1,243	1,468	851	1,094	779	-	-

単価情報

	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回
権利行使価格(円)	4,310	5,090	3,840	3,950	3,995	3,610	4,780	4,240	3,500	2,580	3,080	3,170
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,457	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-	1,040	962	1,142	993	769	599	890	933

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1)使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2)使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 48.86～49.87%

平成17年5月30日～平成21年7月2日及び平成17年11月27日～平成21年11月25日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 3.37～3.50年

予想残存期間については、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して算定いたしました。

予想配当 97円/株

平成20年12月期の配当実績による

無リスク利率 0.49～0.595%

予想残存期間に対応する国債の利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過年度における退職率に基づき、権利不確定による失効数を見積り算定いたしました。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年12月31日)	当連結会計年度 (平成21年12月31日)																																																																																																																																												
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <p>(1) 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>短期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">9,662百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税否認額</td><td style="text-align: right;">275百万円</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">265百万円</td></tr> <tr><td>未確定債務否認額</td><td style="text-align: right;">738百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">2,223百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">284百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,450百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債(流動)との相殺</td><td style="text-align: right;">60百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,390百万円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>長期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">4,976百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産償却超過額</td><td style="text-align: right;">873百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">1,364百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">1,450百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">448百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">100百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,214百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">189百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債(固定)との相殺</td><td style="text-align: right;">154百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,870百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <p>(1) 流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">60百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(流動)との相殺</td><td style="text-align: right;">60百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table> <p>(2) 固定負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">154百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(固定)との相殺</td><td style="text-align: right;">154百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>海外連結子会社との税率差</td><td style="text-align: right;">2.5 "</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">3.2 "</td></tr> <tr><td>親会社における税額控除</td><td style="text-align: right;">2.7 "</td></tr> <tr><td>連結子会社における税額控除</td><td style="text-align: right;">0.5 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.5 "</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37.7%</td></tr> </table>	短期繰延収益否認額	9,662百万円	未払事業税否認額	275百万円	返品調整引当金否認額	265百万円	未確定債務否認額	738百万円	その他有価証券評価差額金	2,223百万円	その他	284百万円	小計	13,450百万円	繰延税金負債(流動)との相殺	60百万円	計	13,390百万円	長期繰延収益否認額	4,976百万円	無形固定資産償却超過額	873百万円	株式報酬費用否認額	1,364百万円	投資有価証券評価損否認額	1,450百万円	退職給付引当金繰入超過額	448百万円	その他	100百万円	小計	9,214百万円	評価性引当額	189百万円	繰延税金負債(固定)との相殺	154百万円	計	8,870百万円	その他	60百万円	繰延税金資産(流動)との相殺	60百万円	計	-	その他	154百万円	繰延税金資産(固定)との相殺	154百万円	計	-	法定実効税率	40.7%	(調整)		海外連結子会社との税率差	2.5 "	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2 "	親会社における税額控除	2.7 "	連結子会社における税額控除	0.5 "	その他	0.5 "	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7%	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <p>(1) 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>短期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">10,769百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税否認額</td><td style="text-align: right;">731百万円</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">258百万円</td></tr> <tr><td>未確定債務否認額</td><td style="text-align: right;">795百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,635百万円</td></tr> <tr><td>有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">315百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">275百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,780百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債(流動)との相殺</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,774百万円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>長期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">6,783百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産償却超過額</td><td style="text-align: right;">1,503百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">1,291百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">511百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">487百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">424百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,003百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">384百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債(固定)との相殺</td><td style="text-align: right;">558百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,061百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <p>(1) 流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(流動)との相殺</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table> <p>(2) 固定負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">389百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">168百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(固定)との相殺</td><td style="text-align: right;">558百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>海外連結子会社との税率差</td><td style="text-align: right;">1.9 "</td></tr> <tr><td>交際費等</td><td style="text-align: right;">0.5 "</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">3.7 "</td></tr> <tr><td>外国税額控除等</td><td style="text-align: right;">4.6 "</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">5.8 "</td></tr> <tr><td>過年度法人税等に伴う認容額</td><td style="text-align: right;">2.6 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2.2 "</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.8%</td></tr> </table>	短期繰延収益否認額	10,769百万円	未払事業税否認額	731百万円	返品調整引当金否認額	258百万円	未確定債務否認額	795百万円	その他有価証券評価差額金	1,635百万円	有価証券評価損否認額	315百万円	その他	275百万円	小計	14,780百万円	繰延税金負債(流動)との相殺	5百万円	計	14,774百万円	長期繰延収益否認額	6,783百万円	無形固定資産償却超過額	1,503百万円	株式報酬費用否認額	1,291百万円	投資有価証券評価損否認額	511百万円	退職給付引当金繰入超過額	487百万円	その他	424百万円	小計	11,003百万円	評価性引当額	384百万円	繰延税金負債(固定)との相殺	558百万円	計	10,061百万円	その他	5百万円	繰延税金資産(流動)との相殺	5百万円	計	-	その他有価証券評価差額金	389百万円	その他	168百万円	繰延税金資産(固定)との相殺	558百万円	計	-	法定実効税率	40.7%	(調整)		海外連結子会社との税率差	1.9 "	交際費等	0.5 "	株式報酬費用	3.7 "	外国税額控除等	4.6 "	過年度法人税等	5.8 "	過年度法人税等に伴う認容額	2.6 "	その他	2.2 "	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.8%
短期繰延収益否認額	9,662百万円																																																																																																																																												
未払事業税否認額	275百万円																																																																																																																																												
返品調整引当金否認額	265百万円																																																																																																																																												
未確定債務否認額	738百万円																																																																																																																																												
その他有価証券評価差額金	2,223百万円																																																																																																																																												
その他	284百万円																																																																																																																																												
小計	13,450百万円																																																																																																																																												
繰延税金負債(流動)との相殺	60百万円																																																																																																																																												
計	13,390百万円																																																																																																																																												
長期繰延収益否認額	4,976百万円																																																																																																																																												
無形固定資産償却超過額	873百万円																																																																																																																																												
株式報酬費用否認額	1,364百万円																																																																																																																																												
投資有価証券評価損否認額	1,450百万円																																																																																																																																												
退職給付引当金繰入超過額	448百万円																																																																																																																																												
その他	100百万円																																																																																																																																												
小計	9,214百万円																																																																																																																																												
評価性引当額	189百万円																																																																																																																																												
繰延税金負債(固定)との相殺	154百万円																																																																																																																																												
計	8,870百万円																																																																																																																																												
その他	60百万円																																																																																																																																												
繰延税金資産(流動)との相殺	60百万円																																																																																																																																												
計	-																																																																																																																																												
その他	154百万円																																																																																																																																												
繰延税金資産(固定)との相殺	154百万円																																																																																																																																												
計	-																																																																																																																																												
法定実効税率	40.7%																																																																																																																																												
(調整)																																																																																																																																													
海外連結子会社との税率差	2.5 "																																																																																																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2 "																																																																																																																																												
親会社における税額控除	2.7 "																																																																																																																																												
連結子会社における税額控除	0.5 "																																																																																																																																												
その他	0.5 "																																																																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7%																																																																																																																																												
短期繰延収益否認額	10,769百万円																																																																																																																																												
未払事業税否認額	731百万円																																																																																																																																												
返品調整引当金否認額	258百万円																																																																																																																																												
未確定債務否認額	795百万円																																																																																																																																												
その他有価証券評価差額金	1,635百万円																																																																																																																																												
有価証券評価損否認額	315百万円																																																																																																																																												
その他	275百万円																																																																																																																																												
小計	14,780百万円																																																																																																																																												
繰延税金負債(流動)との相殺	5百万円																																																																																																																																												
計	14,774百万円																																																																																																																																												
長期繰延収益否認額	6,783百万円																																																																																																																																												
無形固定資産償却超過額	1,503百万円																																																																																																																																												
株式報酬費用否認額	1,291百万円																																																																																																																																												
投資有価証券評価損否認額	511百万円																																																																																																																																												
退職給付引当金繰入超過額	487百万円																																																																																																																																												
その他	424百万円																																																																																																																																												
小計	11,003百万円																																																																																																																																												
評価性引当額	384百万円																																																																																																																																												
繰延税金負債(固定)との相殺	558百万円																																																																																																																																												
計	10,061百万円																																																																																																																																												
その他	5百万円																																																																																																																																												
繰延税金資産(流動)との相殺	5百万円																																																																																																																																												
計	-																																																																																																																																												
その他有価証券評価差額金	389百万円																																																																																																																																												
その他	168百万円																																																																																																																																												
繰延税金資産(固定)との相殺	558百万円																																																																																																																																												
計	-																																																																																																																																												
法定実効税率	40.7%																																																																																																																																												
(調整)																																																																																																																																													
海外連結子会社との税率差	1.9 "																																																																																																																																												
交際費等	0.5 "																																																																																																																																												
株式報酬費用	3.7 "																																																																																																																																												
外国税額控除等	4.6 "																																																																																																																																												
過年度法人税等	5.8 "																																																																																																																																												
過年度法人税等に伴う認容額	2.6 "																																																																																																																																												
その他	2.2 "																																																																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.8%																																																																																																																																												

[前△](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社グループはコンピュータウイルス対策製品の開発、販売及び関連サービスを主たる事業としております。前連結会計年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)、当連結会計年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)においては、全セグメントの売上高の合計額及び営業利益の合計額に占める上記事業の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度 (自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ パシフィック (百万円)	中南米 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	39,102	26,191	23,891	9,596	2,925	101,707	-	101,707
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	23,212	11,099	1,087	9,460	-	44,859	(44,859)	-
計	62,315	37,291	24,978	19,057	2,925	146,567	(44,859)	101,707
営業費用	18,737	33,863	24,962	20,160	2,176	99,901	(29,997)	69,903
営業利益または 営業損失()	43,577	3,427	15	1,103	748	46,666	(14,862)	31,803
資産	54,341	36,690	25,754	14,626	4,068	135,483	43,282	178,766

当連結会計年度 (自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ パシフィック (百万円)	中南米 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	39,740	25,339	20,174	8,377	2,716	96,346	-	96,346
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	23,640	10,352	670	8,729	-	43,393	(43,393)	-
計	63,380	35,692	20,844	17,106	2,716	139,739	(43,393)	96,346
営業費用	19,111	36,247	19,532	17,589	1,828	94,309	(28,099)	66,209
営業利益または 営業損失()	44,269	555	1,312	483	887	45,430	(15,293)	30,137
資産	66,240	40,468	25,381	17,775	5,738	155,603	48,284	203,887

(注) 1国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北米 ... 米国・カナダ
 欧州 ... アイルランド・ドイツ・イタリア・フランス・英国
 アジア・パシフィック ... 台湾・韓国・オーストラリア・中国・フィリピン・シンガポール・マレーシア・タイ・インド
 中南米 ... ブラジル・メキシコ

3 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用

	前連結 会計年度 (百万円)	当連結 会計年度 (百万円)	主な内容
消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額	15,850	15,468	グループ全体を横断的に活動し、グループの運営を直接または間接に支援する研究開発部門及びマーケティング部門及び管理部門に係る費用であります。

4 資産のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能資産

	前連結 会計年度 (百万円)	当連結 会計年度 (百万円)	主な内容
消去または全社の項目に含めた配賦不能資産の金額	55,473	68,473	販売目的ソフトウェア、グループ全体で使用するソフトウェア及び有価証券並びに投資有価証券であります。

【海外売上高】

前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ パシフィック (百万円)	中南米 (百万円)	合計 (百万円)
海外売上高	26,355	23,914	9,614	2,940	62,824
連結売上高	-	-	-	-	101,707
連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	25.9	23.5	9.5	2.9	61.8

当連結会計年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)

	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ パシフィック (百万円)	中南米 (百万円)	合計 (百万円)
海外売上高	25,589	20,098	8,398	2,750	56,837
連結売上高	-	-	-	-	96,346
連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	26.6	20.9	8.7	2.8	59.0

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2 海外売上高は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。
- 3 日本以外の区分に属する主な国又は地域
- | | | |
|------------|-----|--|
| 北米 | ... | 米国・カナダ |
| 欧州 | ... | アイルランド・ドイツ・イタリア・フランス・英国 |
| アジア・パシフィック | ... | 台湾・韓国・オーストラリア・中国・フィリピン・シンガポール・マレーシア・タイ・インド |
| 中南米 | ... | ブラジル・メキシコ |

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり純資産額	711.96 円	768.25 円
1株当たり当期純利益	143.88 円	132.16 円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	143.05 円	131.77 円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	当連結会計年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	19,247	17,638
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	19,247	17,638
普通株式の期中平均株式数(株)	133,772,262	133,463,113
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	775,805	392,131
(うち新株予約権(株))	(775,805)	(392,131)

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年4月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,093,500株</p> <p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年10月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,768,500株</p> <p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年7月22日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,350,500株</p> <p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年12月14日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,023,000株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年7月10日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,206,500株</p> <p>平成19年8月28日の取締役会において決議され、同年9月14日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく2,070,000株</p> <p>平成19年11月8日の取締役会において決議され、同年11月26日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく1,100,000株</p>	<p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年7月22日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,350,500株</p> <p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年12月14日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,023,000株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年7月10日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,206,500株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年11月8日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,393,000株</p> <p>平成19年8月28日の取締役会において決議され、同年9月14日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく2,070,000株</p> <p>平成19年11月8日の取締役会において決議され、同年11月26日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく1,100,000株</p> <p>平成20年6月13日の取締役会において決議され、同年7月1日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく2,524,500株</p> <p>平成21年6月17日の取締役会において決議され、同年7月2日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく2,508,500株</p> <p>平成21年11月10日の取締役会において決議され、同年11月25日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく1,241,500株</p>
---	---	--

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	第2四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第3四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第4四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高(百万円)	22,915	24,244	24,848	24,339
税金等調整前四半期純 利益額(百万円)	7,936	7,381	8,583	7,465
四半期純利益額(百万 円)	4,821	4,028	5,219	3,568
1株当たり四半期純利 益額(円)	36.10	30.17	39.13	26.76

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年12月31日)	当事業年度 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,388	19,847
売掛金	11,494 ₁	18,982 ₁
有価証券	40,301	53,022
製品	120	105
原材料	9	19
貯蔵品	18	37
前払費用	98	120
繰延税金資産	12,238	13,707
未収入金	433	86
その他	118	85
貸倒引当金	32	30
流動資産合計	84,190	105,983
固定資産		
有形固定資産		
建物	519	643
減価償却累計額	289	340
建物(純額)	229	302
工具、器具及び備品	916	1,054
減価償却累計額	657	766
工具、器具及び備品(純額)	258	287
有形固定資産合計	488	590
無形固定資産		
ソフトウェア	1,544	3,865
ソフトウェア仮勘定	842	776
その他	320	198
無形固定資産合計	2,707	4,839
投資その他の資産		
投資有価証券	12,892	11,774
関係会社株式	2,175	2,175
関係会社出資金	7	7
敷金	594	589
会員権	4	4
繰延税金資産	6,641	7,908
投資損失引当金	42	21
投資その他の資産合計	22,272	22,438
固定資産合計	25,468	27,868
資産合計	109,659	133,852

	前事業年度 (平成20年12月31日)	当事業年度 (平成21年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	115	135
未払金	7,828	10,041
未払費用	198	201
未払法人税等	2,558	7,936
未払消費税等	323	335
前受金	10	-
預り金	63	183
賞与引当金	120	-
返品調整引当金	516	610
短期繰延収益	22,145	25,053
その他	71	57
流動負債合計	33,952	44,555
固定負債		
長期繰延収益	9,378	13,646
長期未払金	-	10
退職給付引当金	939	1,062
役員退職慰労引当金	10	-
固定負債合計	10,328	14,719
負債合計	44,280	59,275
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,386	18,386
資本剰余金		
資本準備金	21,108	21,108
資本剰余金合計	21,108	21,108
利益剰余金		
利益準備金	20	20
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	47,243	52,895
利益剰余金合計	47,263	52,915
自己株式	21,798	22,128
株主資本合計	64,960	70,282
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,326	1,815
評価・換算差額等合計	3,326	1,815
新株予約権	3,745	6,110
純資産合計	65,378	74,576
負債純資産合計	109,659	133,852

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
売上高		
製品売上高	38,876	39,511
ロイヤリティー収入	23,438	23,868
売上高合計	1 62,315	1 63,380
売上原価	1 10,084	1 9,588
売上総利益	52,230	53,792
販売費及び一般管理費	1, 2, 3 28,405	1, 2, 3 27,506
営業利益	23,825	26,285
営業外収益		
受取利息	65	12
有価証券利息	551	353
受取配当金	45	1 3,946
有価証券売却益	93	-
グローバルシステム収益	65	56
投資事業組合運用益	198	-
為替差益	-	251
その他	19	58
営業外収益合計	1,039	4,677
営業外費用		
有価証券売却損	730	340
為替差損	1,411	-
グローバルシステム費用	203	1 195
その他	153	9
営業外費用合計	2,499	545
経常利益	22,364	30,418
特別利益		
受取和解金	358	-
投資損失引当金戻入額	289	20
新株予約権戻入益	20	-
特別利益合計	668	20
特別損失		
固定資産除却損	-	4 122
投資損失引当金繰入額	32	-
投資有価証券評価損	2,892	54
訴訟関連損失	248	-
特別損失合計	3,173	176
税引前当期純利益	19,859	30,262
法人税、住民税及び事業税	10,689	13,782
過年度法人税等	-	1,640
法人税等調整額	2,577	3,772

	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
法人税等合計	8,112	11,650
当期純利益	11,747	18,612

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)		当事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	1,880	10.8	1,620	10.3
経費		15,570	89.2	14,094	89.7
当期総製造費用		17,451	100.0	15,714	100.0
期首製品たな卸高		132		120	
当期製品仕入高		784		949	
合計		18,368		16,784	
他勘定振替高	2	8,162		7,091	
期末製品たな卸高		120		105	
当期売上原価		10,084		9,588	

前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注加工費 11,201百万円 減価償却費 1,638百万円 支払手数料 2,119百万円	1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注加工費 9,729百万円 減価償却費 1,820百万円 支払手数料 1,988百万円
2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。 他勘定振替高 研究開発費 6,351百万円 ソフトウェア仮勘定 1,808百万円 その他 2百万円 計 8,162百万円	2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。 他勘定振替高 研究開発費 4,871百万円 ソフトウェア仮勘定 2,219百万円 その他 0百万円 計 7,091百万円
3 原価計算の方法 当社の原価計算は、個別法による原価法を採用して おります。	3 原価計算の方法 同左

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,838	18,386
当期変動額		
新株の発行	527	-
新株の発行（新株予約権の行使）	20	-
当期変動額合計	547	-
当期末残高	18,386	18,386
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	20,561	21,108
当期変動額		
新株の発行	527	-
新株の発行（新株予約権の行使）	20	-
当期変動額合計	547	-
当期末残高	21,108	21,108
資本剰余金合計		
前期末残高	20,561	21,108
当期変動額		
新株の発行	527	-
新株の発行（新株予約権の行使）	20	-
当期変動額合計	547	-
当期末残高	21,108	21,108
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	20	20
当期変動額		
剰余金の配当	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	20	20
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	50,571	47,243
当期変動額		
剰余金の配当	14,992	12,956
当期純利益	11,747	18,612
自己株式の処分	83	3
当期変動額合計	3,328	5,652
当期末残高	47,243	52,895

	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	50,591	47,263
当期変動額		
剰余金の配当	14,992	12,956
当期純利益	11,747	18,612
自己株式の処分	83	3
当期変動額合計	3,328	5,652
当期末残高	47,263	52,915
自己株式		
前期末残高	15,140	21,798
当期変動額		
自己株式の処分	341	211
自己株式の取得	6,999	541
当期変動額合計	6,658	330
当期末残高	21,798	22,128
株主資本合計		
前期末残高	73,850	64,960
当期変動額		
新株の発行	1,055	-
新株の発行（新株予約権の行使）	40	-
剰余金の配当	14,992	12,956
当期純利益	11,747	18,612
自己株式の処分	258	208
自己株式の取得	6,999	541
当期変動額合計	8,890	5,321
当期末残高	64,960	70,282
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	127	3,326
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,198	1,510
当期変動額合計	3,198	1,510
当期末残高	3,326	1,815
評価・換算差額等合計		
前期末残高	127	3,326
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,198	1,510
当期変動額合計	3,198	1,510
当期末残高	3,326	1,815

	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
新株予約権		
前期末残高	1,550	3,745
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,194	2,365
当期変動額合計	2,194	2,365
当期末残高	3,745	6,110
純資産合計		
前期末残高	75,273	65,378
当期変動額		
新株の発行	1,055	-
新株の発行（新株予約権の行使）	40	-
剰余金の配当	14,992	12,956
当期純利益	11,747	18,612
自己株式の処分	258	208
自己株式の取得	6,999	541
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,004	3,876
当期変動額合計	9,894	9,198
当期末残高	65,378	74,576

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平 均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合 及 びそれに類する組合への出資(金融 商品取引法第2条第2項により有価 証券とみなされるもの)について は、組合契約に規定される決算報告 日に応じて入手可能な最近の決算書 を基礎とし、持分相当額を純額で取 り込む方法によっております。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	製品・原材料・貯蔵品 移動平均法による原価法 なお、収益性が低下した、たな卸資産 については帳簿価額を切り下げてお ります。	製品・原材料・貯蔵品 同左
3 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取 得した建物(建物附属設備は除く) については定額法によっておりま す。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 3年～28年 器具及び備品 2年～10年 (2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 見込有効期間(12ヶ月)に基づく定 額法 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間(主 に5年)に基づく定額法 その他の無形固定資産 見込み有効期間に基づく定額法	(1) 有形固定資産(リース資産を除 く) 同左 (2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 同左 自社利用のソフトウェア 同左 その他の無形固定資産 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法を採用して おります。当事業年度において は対象となるリース資産はあり ません。 なお、リース取引開始日が適用 初年度開始前の所有権移転外 ファイナンス・リース取引につ いては、引き続き通常の賃貸借 取引に係る方法に準じた会計処 理を適用しております。

項目	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財務状態及び回収可能性を勘案し、損失見込み額を繰入計上しています。</p> <p>(3) 返品調整引当金 期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括して費用処理をすることとしております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 投資損失引当金 同左</p> <p>(3) 返品調整引当金 同左</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。 なお、当事業年度において賞与引当金は計上しておりません。</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(追加情報) 平成21年3月25日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切支給の決議に基づき、当事業年度において役員退職慰労引当金を全額取崩しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円価に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6 収益及び費用の計上基準	<p>ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準</p> <p>当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常、使用許諾後一定期間にわたるポスト・コントラクト・カスタマー・サポート（カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウィルス・パターンファイルのアップグレード等から構成される）条項を含んでおります。</p> <p>当社は、ポスト・コントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間にわたって均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。</p>	<p>ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準</p> <p>同左</p>
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理について同左

【会計処理の変更】

前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針16号平成19年3月30日)を適用しております。この変更に伴う影響はありません。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>

【追加情報】

前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
<p>(減価償却の方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年12月31日)	当事業年度 (平成21年12月31日)
1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。
(1) 債権	(1) 債権
売掛金 3,125百万円	売掛金 9,866百万円
(2) 債務	(2) 債務
未払金 5,187百万円	未払金 6,672百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。	1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。
売上高 23,212百万円	売上高 23,656百万円
研究開発費 5,902百万円	研究開発費 4,677百万円
ソフト保守費 2,122百万円	ソフト保守費 1,845百万円
販売促進費及び広告宣伝費 2,935百万円	販売促進費及び広告宣伝費 2,866百万円
支払手数料・業務委託料 5,269百万円	支払手数料・業務委託料 3,565百万円
	受取配当金 3,903百万円
	グローバルシステム費用 195百万円
2 販売費及び一般管理費の主要項目	2 販売費及び一般管理費の主要項目
販売促進費及び広告宣伝費 5,853百万円	販売促進費及び広告宣伝費 5,961百万円
従業員給料・賞与 3,120百万円	従業員給料・賞与 3,416百万円
株式報酬費用 1,922百万円	株式報酬費用 2,145百万円
退職給付費用 262百万円	退職給付費用 235百万円
減価償却費 141百万円	減価償却費 176百万円
支払手数料・業務委託料 7,412百万円	支払手数料・業務委託料 5,630百万円
通信費 1,403百万円	通信費 2,584百万円
研究開発費 6,351百万円	研究開発費 4,871百万円
(追加情報) ストックオプションに係る子会社の取締役及び従業員に対する株式報酬費用は、従来「従業員給料・賞与」に含めて記載しておりましたが、当期より「株式報酬費用」として別掲することになりました。 なお、前事業年度の「従業員給与・賞与」に含まれる「株式報酬費用」は1,199百万円であります。	
3 研究開発費に係る注記 研究開発費の総額は6,351百万円であり、一般管理費に含まれています。	3 研究開発費に係る注記 研究開発費の総額は4,871百万円であり、一般管理費に含まれています。
	4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。
	ソフトウェア 114百万円
	器具及び備品 7百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当事業年度中の増加	当事業年度中の減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,827,922	2,000,381	105,500	6,722,803

(変動事由の概要) 普通株式の自己株式の増加2,000,381株は、単元未満株の買取りによる取得1,381株と市場買付による取得1,999,000株であります。また、減少105,500株は新株予約権の行使時における自己株式代用数であります。

当事業年度(自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当事業年度中の増加	当事業年度中の減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,722,803	184,231	65,500	6,841,534

(変動事由の概要) 普通株式の自己株式の増加184,231株は、単元未満株の買取りによる取得1,231株と市場買付による取得183,000株であります。また、減少65,500株は新株予約権の行使時における自己株式代用数であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引に係る注記 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="text-align: center;">器具及び備品 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額 相当額</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>期末 残高相当額</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37百万円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 		器具及び備品 (百万円)	取得価額相当額	59	減価償却累計額 相当額	21	期末 残高相当額	37	1年内	11百万円	1年超	26百万円	合計	37百万円	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="text-align: center;">器具及び備品 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">58</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額 相当額</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>期末 残高相当額</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26百万円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同左</p>		器具及び備品 (百万円)	取得価額相当額	58	減価償却累計額 相当額	32	期末 残高相当額	25	1年内	10百万円	1年超	16百万円	合計	26百万円	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	0百万円
	器具及び備品 (百万円)																																								
取得価額相当額	59																																								
減価償却累計額 相当額	21																																								
期末 残高相当額	37																																								
1年内	11百万円																																								
1年超	26百万円																																								
合計	37百万円																																								
支払リース料	12百万円																																								
減価償却費相当額	11百万円																																								
支払利息相当額	0百万円																																								
	器具及び備品 (百万円)																																								
取得価額相当額	58																																								
減価償却累計額 相当額	32																																								
期末 残高相当額	25																																								
1年内	10百万円																																								
1年超	16百万円																																								
合計	26百万円																																								
支払リース料	12百万円																																								
減価償却費相当額	11百万円																																								
支払利息相当額	0百万円																																								

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当事業年度(平成21年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年12月31日)	当事業年度 (平成21年12月31日)																																																																										
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <p>(1) 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>短期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">9,010百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税否認額</td><td style="text-align: right;">275百万円</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">210百万円</td></tr> <tr><td>未確定債務否認額</td><td style="text-align: right;">485百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">2,223百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">33百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,238百万円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>長期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">3,816百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産償却超過額</td><td style="text-align: right;">873百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">1,450百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">382百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">59百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">248百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,830百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">189百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">6,641百万円</td></tr> </table>	短期繰延収益否認額	9,010百万円	未払事業税否認額	275百万円	返品調整引当金否認額	210百万円	未確定債務否認額	485百万円	その他有価証券評価差額金	2,223百万円	その他	33百万円	計	12,238百万円	長期繰延収益否認額	3,816百万円	無形固定資産償却超過額	873百万円	投資有価証券評価損否認額	1,450百万円	退職給付引当金繰入超過額	382百万円	その他有価証券評価差額金	59百万円	その他	248百万円	小計	6,830百万円	評価性引当額	189百万円	計	6,641百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <p>(1) 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>短期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">10,194百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税否認額</td><td style="text-align: right;">731百万円</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">248百万円</td></tr> <tr><td>未確定債務否認額</td><td style="text-align: right;">548百万円</td></tr> <tr><td>有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">315百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,635百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">34百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,707百万円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>長期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">5,552百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産償却超過額</td><td style="text-align: right;">1,503百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">511百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">432百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">487百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債(固定)との相殺</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">389百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,097百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">189百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">7,908百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">389百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(固定)との相殺</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">389百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">-</td></tr> </table>	短期繰延収益否認額	10,194百万円	未払事業税否認額	731百万円	返品調整引当金否認額	248百万円	未確定債務否認額	548百万円	有価証券評価損否認額	315百万円	その他有価証券評価差額金	1,635百万円	その他	34百万円	計	13,707百万円	長期繰延収益否認額	5,552百万円	無形固定資産償却超過額	1,503百万円	投資有価証券評価損否認額	511百万円	退職給付引当金繰入超過額	432百万円	その他	487百万円	繰延税金負債(固定)との相殺	389百万円	小計	8,097百万円	評価性引当額	189百万円	計	7,908百万円	固定負債		その他有価証券評価差額金	389百万円	繰延税金資産(固定)との相殺	389百万円	計	-
短期繰延収益否認額	9,010百万円																																																																										
未払事業税否認額	275百万円																																																																										
返品調整引当金否認額	210百万円																																																																										
未確定債務否認額	485百万円																																																																										
その他有価証券評価差額金	2,223百万円																																																																										
その他	33百万円																																																																										
計	12,238百万円																																																																										
長期繰延収益否認額	3,816百万円																																																																										
無形固定資産償却超過額	873百万円																																																																										
投資有価証券評価損否認額	1,450百万円																																																																										
退職給付引当金繰入超過額	382百万円																																																																										
その他有価証券評価差額金	59百万円																																																																										
その他	248百万円																																																																										
小計	6,830百万円																																																																										
評価性引当額	189百万円																																																																										
計	6,641百万円																																																																										
短期繰延収益否認額	10,194百万円																																																																										
未払事業税否認額	731百万円																																																																										
返品調整引当金否認額	248百万円																																																																										
未確定債務否認額	548百万円																																																																										
有価証券評価損否認額	315百万円																																																																										
その他有価証券評価差額金	1,635百万円																																																																										
その他	34百万円																																																																										
計	13,707百万円																																																																										
長期繰延収益否認額	5,552百万円																																																																										
無形固定資産償却超過額	1,503百万円																																																																										
投資有価証券評価損否認額	511百万円																																																																										
退職給付引当金繰入超過額	432百万円																																																																										
その他	487百万円																																																																										
繰延税金負債(固定)との相殺	389百万円																																																																										
小計	8,097百万円																																																																										
評価性引当額	189百万円																																																																										
計	7,908百万円																																																																										
固定負債																																																																											
その他有価証券評価差額金	389百万円																																																																										
繰延税金資産(固定)との相殺	389百万円																																																																										
計	-																																																																										
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">2.7%</td></tr> <tr><td>外国税額控除等</td><td style="text-align: right;">9.2%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">6.1%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等に伴う認容額</td><td style="text-align: right;">2.6%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.8%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38.5%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		株式報酬費用	2.7%	外国税額控除等	9.2%	過年度法人税等	6.1%	過年度法人税等に伴う認容額	2.6%	その他	0.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.5%																																																										
法定実効税率	40.7%																																																																										
(調整)																																																																											
株式報酬費用	2.7%																																																																										
外国税額控除等	9.2%																																																																										
過年度法人税等	6.1%																																																																										
過年度法人税等に伴う認容額	2.6%																																																																										
その他	0.8%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.5%																																																																										

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり純資産額	461円 43銭	513円 04銭
1株当たり当期純利益	87円 82銭	139円 45銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	87円 31銭	139円 05銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次ページのとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	11,747	18,612
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	11,747	18,612
普通株式の期中平均株式数(株)	133,772,262	133,463,113
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	775,805	392,131
(うち新株予約権)	(775,805)	(392,131)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年4月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,093,500株</p> <p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年10月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,768,500株</p> <p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年7月22日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,350,500株</p> <p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年12月14日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,023,000株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年7月10日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,206,500株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年11月8日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,393,000株</p> <p>平成19年8月28日の取締役会において決議され、同年9月14日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく2,070,000株</p> <p>平成19年11月8日の取締役会において決議され、同年11月26日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく1,100,000株</p>	<p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年7月22日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,350,500株</p> <p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年12月14日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,023,000株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年7月10日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,206,500株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年11月8日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,393,000株</p> <p>平成19年8月28日の取締役会において決議され、同年9月14日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく2,070,000株</p> <p>平成19年11月8日の取締役会において決議され、同年11月26日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく1,100,000株</p> <p>平成20年6月13日の取締役会において決議され、同年7月1日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく2,524,500株</p> <p>平成21年6月17日の取締役会において決議され、同年7月2日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく2,508,500株</p> <p>平成21年11月10日の取締役会において決議され、同年11月25日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく1,241,500株</p>

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	Information Security One Limited	4,000,000	0
		アイ・エス・ジェイ(株)	150	0
計		4,000,150	0	

【債券】

銘柄		券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)	
有価証券	その他有価証券	Eur Freddie Mac	526	543
		Allied Irish Bank 短期社債	1,000	997
		GOLDMAN SACHS BANK 短期社債	5,000	5,000
		DEPFA ACS BANK 短期社債	1,200	1,200
		第44回 利付国債(5年)	2,500	2,502
		第47回 利付国債(5年)	2,500	2,504
		第51回 利付国債(5年)	2,500	2,515
		第52回 利付国債(5年)	2,500	2,515
		CITIGROUP FUNDING INC	5,000	5,000
		BERYL FINANCE	1,000	460
		SEA CDO Limited	758	437
		小計	24,485	23,676
投資有価証券	その他有価証券	第278回 利付国債(2年)	2,500	2,507
		第232回 利付国債(10年)	2,500	2,538
		第234回 利付国債(10年)	2,500	2,553
		SONATA	1,000	820
		SIGNUMLIMITED 2008-14	1,000	960
		小計	9,500	9,381
計		33,985	33,058	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数(口) 又は券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
有価証券	その他 有価証券	外国投資信託受益証券 (MLIIF Euro Reserve)	1,866,703口 18,040
		投資信託受益証券 (JPモルガン円建CLF)	11,305,827,282口 11,305
		小計	- 29,345
投資有価 証券	その他 有価証券	投資事業有限責任組合出資金 (ソフトバンク・インターネットファンド)	10口 312
		優先出資証券 (MIZUHO CAP INV 1LTD)	2,634百万円 2,080
		小計	- 2,393
計		-	31,739

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末 減 価償却 累計 額 又は償却 累 計額 (百万 円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百 万円)
有形固定資産							
建物	519	130	6	643	340	52	302
工具、器具及び備品	916	200	62	1,054	766	165	287
有形固定資産計	1,435	330	68	1,697	1,106	218	590
無形固定資産							
ソフトウェア	2,988	4,548	2,043	5,493	1,628	2,228	3,865
ソフトウェア仮勘定	842	2,568	2,634	776	-	-	776
その他	873	-	624	249	50	122	198
無形固定資産計	4,704	7,116	5,302	6,519	1,679	2,350	4,839

(注) 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

市場販売目的のソフトウェア4,324百万円

当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

市場販売目的のソフトウェア1,908百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	32	30	-	32	30
返品調整引当金	516	610	-	516	610
投資損失引当金	42	-	-	20	21
役員退職慰労引当金	10	0	-	10	-
賞与引当金	120	-	120	-	-

(注)1. 貸倒引当金の当期減少額「その他」は洗替えによるものです。

2. 返品調整引当金の当期減少額「その他」は洗替えによるものです。

3. 投資損失引当金の当期減少額「その他」は投資先の財政状態の改善に伴う取崩額であります。

4. 役員退職慰労引当金の当期減少額「その他」は、制度廃止に伴う取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1
預金	
普通預金	19,057
外貨預金	156
別段預金	632
預金計	19,846
合計	19,847

ロ 売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
Trend Micro Inc. (米国)	8,066
ソフトバンクBB(株)	3,910
ソフトバンクテクノロジー(株)	1,323
(株)ネットワーク	698
Trend Micro (EMEA) Limited	626
その他	4,357
合計	18,982

(ロ)売掛金滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率 $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
11,494	77,699	70,211	18,982	78.7%	71.6日

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ 製品

品目	金額(百万円)
PCクライアント製品	17
アプライアンス製品	73
その他製品	14
合計	105

ニ 原材料

品目	金額(百万円)
アプライアンス製品	18
その他製品	1
合計	19

ホ 貯蔵品

品目	金額(百万円)
販売促進ツール	35
その他	1
合計	37

ヘ 繰延税金資産

繰延税金資産（流動資産13,707百万円，固定資産7,908百万円）の内訳は「2 財務諸表等（1）財務諸表
 注記事項（税効果会計）に記載しております。

負債の部

イ 買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)音研	46
ネットスター(株)	45
Trend Micro Incorporated (台湾)	10
(株)JPSS	10
(株)立花エレテック	8
その他	14
合計	135

ロ 未払金

相手先	金額(百万円)
Trend Micro Inc. (米国)	4,272
Trend Micro Incorporated (台湾)	1,579
ソフトバンクBB(株)	685
TREND MICRO CANADA TECHNOLOGIES.INC	261
(株)電通	257
その他	2,985
合計	10,041

ハ 未払法人税等

区分	金額(百万円)
未払法人税	4,558
未払事業税	1,806
その他	1,571
合計	7,936

二 短期繰延収益

区分	金額(百万円)
PCクライアント製品	14,734
統合製品	6,060
インターネットサーバ製品	1,938
LANサーバ製品	1,502
アプライアンス製品	199
その他製品	616
合計	25,053

ホ 長期繰延収益

区分	金額(百万円)
PCクライアント製品	11,373
統合製品	1,413
インターネットサーバ製品	431
LANサーバ製品	367
アプライアンス製品	16
その他製品	44
合計	13,646

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日, 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り (注)	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は、当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.trendmicro.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款により、単元未満株式についての権利を以下のように定めております。

当会社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第20期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月30日 関東財務局長に提出。
(2)	四半期報告書、四半期報告 書の確認書	第21期 第1四半期	自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 3月31日	平成21年5月14日 関東財務局長に提出。
(3)	自己株券買付 状況報告書	報告期間	自 平成21年5月1日 至 平成21年5月31日	平成21年6月5日 関東財務局長に提出。
(4)	有価証券届出書 及びその添付書類	ストック・オプション制度に伴う新株予約権 発行		平成21年6月17日 関東財務局長に提出。
(5)	有価証券届出書の 訂正届出書	上記(4)に係る訂正届出書		平成21年7月2日 関東財務局長に提出。
(6)	自己株券買付 状況報告書	報告期間	自 平成21年6月1日 至 平成21年6月30日	平成21年7月3日 関東財務局長に提出。
(7)	四半期報告書、四半期報告 書の確認書	第21期 第2四半期	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月30日	平成21年8月13日 関東財務局長に提出。
(8)	有価証券届出書 及びその添付書類	ストック・オプション制度に伴う新株予約権 発行		平成21年11月10日 関東財務局長に提出。
(9)	有価証券届出書の 訂正届出書	上記(8)に係る訂正届出書		平成21年11月12日 関東財務局長に提出。
(10)	四半期報告書、四半期報告 書の確認書	第21期 第3四半期	自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日	平成21年11月12日 関東財務局長に提出。
(11)	有価証券届出書の 訂正届出書	上記(8)に係る訂正届出書		平成21年11月25日 関東財務局長に提出。
(12)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第12号(提出会社の財政状態及び経営成 績に著しい影響を与える事象)及び第19号 (当該連結会社の財政状態及び経営成績に著 しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書		平成21年12月11日 関東財務局長に提出。
(13)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第12号(提出会社の財政状態及び経営成 績に著しい影響を与える事象)に基づく臨時 報告書		平成21年12月11日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 3月25日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 酒 井 弘 行
業務執行社員

指定社員 公認会計士 湯 口 豊
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンドマイクロ株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 3月26日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 酒 井 弘 行
業務執行社員

指定社員 公認会計士 湯 口 豊
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンドマイクロ株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、トレンドマイクロ株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、トレンドマイクロ株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 3月25日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 酒 井 弘 行
業務執行社員

指定社員 公認会計士 湯 口 豊
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンドマイクロ株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 3月26日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 酒 井 弘 行
業務執行社員

指定社員 公認会計士 湯 口 豊
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンドマイクロ株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。